

精華町第9次高齢者保健福祉計画
精華町第8期介護保険事業計画
(案)

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと法令等の根拠	2
3 計画の期間	3
4 第8期計画策定のポイント	4
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来見込	5
1 人口構造	5
2 世帯構造	6
3 介護保険サービスの利用状況	7
4 高齢者の状況及び意向	11
5 2040年の精華町の姿	22
6 精華町の高齢者を取り巻く課題	25
第3章 基本理念と計画の目標	27
1 基本理念	27
2 計画の目標	27
3 施策体系	28
第4章 精華町の高齢福祉施策の内容	29
1 その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策	29
2 介護が必要になったときの安心をつくる施策	36
第5章 介護保険サービス（第8期介護保険事業計画）	44
1 日常生活圏域の設定	44
2 居宅サービス／介護予防居宅サービス	46
3 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス	51
4 住宅改修	55
5 居宅介護支援／介護予防支援	55
6 介護保険施設サービス	56
7 その他の高齢者向け住宅	57
8 地域支援事業	58
9 特別給付	66
10 介護給付適正化の推進	67
11 介護保険料（第1号被保険者保険料）の算定	69

第6章 町独自の事業・サービス	70
1 高齢期の社会参画機会の拡充	70
2 地域福祉の充実	71
3 生活支援サービス	73
4 家族介護者支援の推進	75
5 施設福祉サービス	76
第7章 計画の推進	77
1 庁内・関係各機関の連携	77
2 地域及びサービス事業者との連携	77
3 計画の進捗管理	77
4 計画の周知・広報	77
資料編	78
1 精華町内のサロン等	78
2 計画の策定経過	81
3 精華町高齢者保健福祉審議会の開催	82
4 精華町高齢者保健福祉審議会条例	83
5 用語解説	85

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国は、高齢化の進展に加え、高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯の増加など世帯構造の変化が並行して進んでいます。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢人口がピークを迎える令和22年（2040年）に向けて、介護サービス需要がさらに増加、多様化していくことが見込まれています。

さらに、令和7年（2025年）以降は現役世代の減少が顕著となり、令和22年（2040年）に向けて、高齢者介護を支える人材の確保も大きな課題となっており、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。

本町においては、令和2年（2020年）9月1日現在、総人口が37,148人で、そのうち65歳以上の高齢者が9,147人、高齢化率は24.6%となっています。人口は既に減少期を迎えているものの、今後、高齢者人口は増加傾向となっており、支援を必要とする人の多い75歳以上の後期高齢者も増加し続ける見込みとなっています。

平成30年（2018年）3月に策定した「精華町第8次高齢者保健福祉計画・精華町第7期介護保険事業計画」（以下「第8次計画」という。）では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を展望して、中長期的な視点に立った施策の展開を図ってきました。今後は、令和7年（2025年）にとどまらず、その先の令和22年（2040年）を展望して取り組みを進めることが必要となっています。

国が示す課題、方向性を踏まえ、高齢者が生きがいをもち安心して暮らせる環境を実現するため、「精華町第9次高齢者保健福祉計画・精華町第8期介護保険事業計画」（以下「第9次計画」という。）を策定し、地域包括ケアシステムの深化・推進を進め、高齢福祉のさらなる充実を図っていきます。

2 計画の位置づけと法令等の根拠

(1) 法的根拠

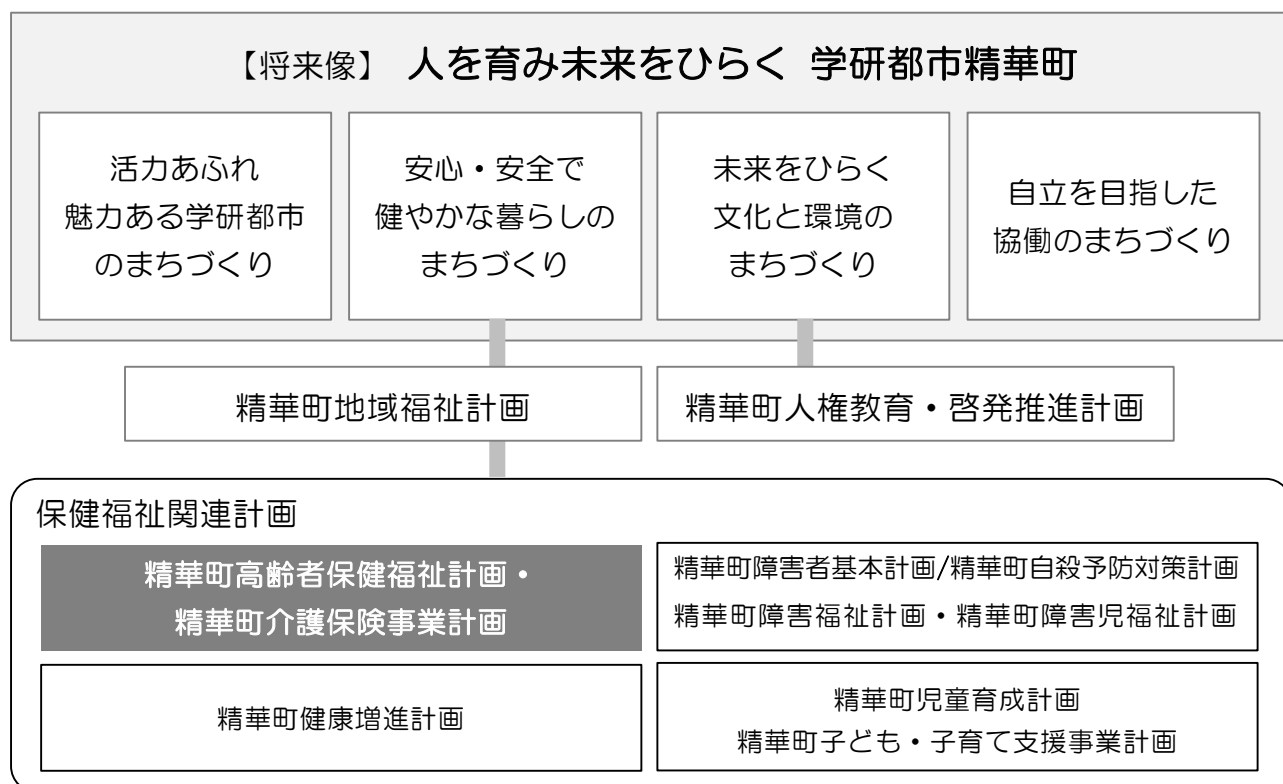
高齢者保健福祉計画は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「老人福祉計画」に基づき、介護保険事業計画は介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、要介護認定者等に限らず高齢者全般にわたる計画であり、介護保険事業計画と相互に連携する必要があるため、本町では両計画を一体化して策定します。

(2) 関連する計画との関係

本計画は、本町における最上位計画である「精華町第5次総合計画」に掲げられた“人を育み未来をひらく 学研都市精華町”の実現に向けた高齢者福祉に関する個別計画として策定するものです。

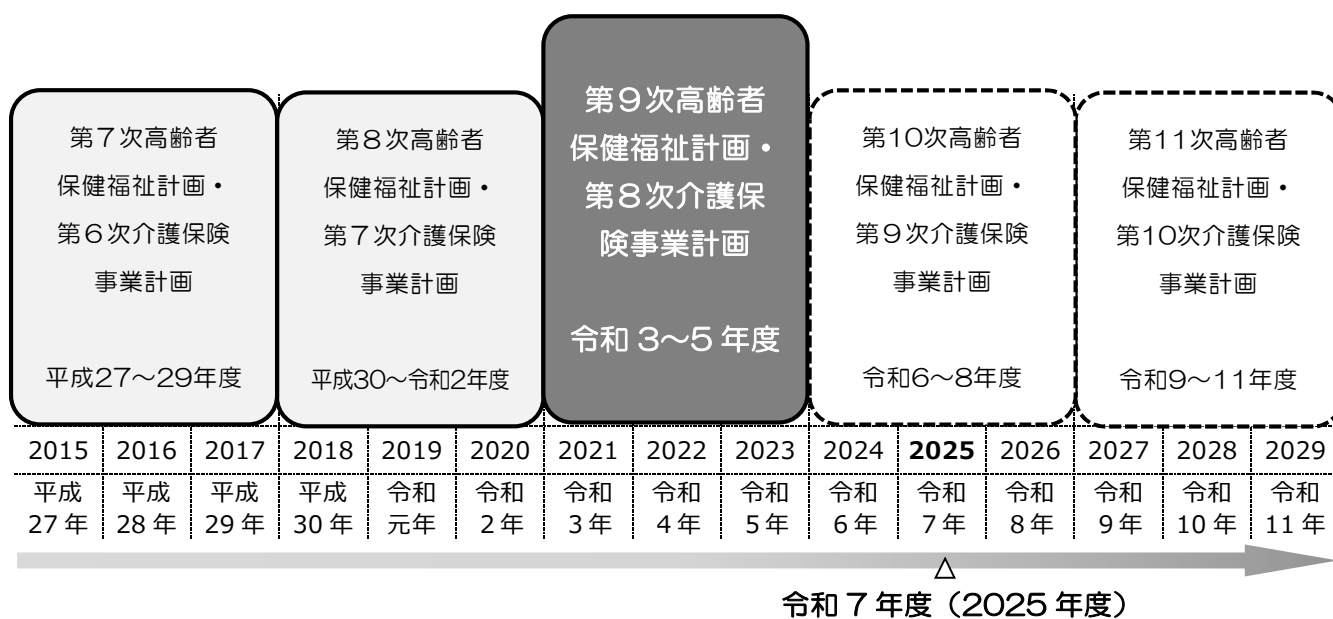
また、上位計画として町の地域福祉を推進するための「精華町地域福祉計画」をはじめ、高齢者を含む障害のある人の自立支援については「精華町障害者基本計画」、介護予防や高齢期に向けた壮年期からの健康づくり、生活習慣病予防対策などについては「精華町健康増進計画」、高齢者虐待の防止や権利擁護など、高齢者の人権や権利を守ることなどについては「精華町人権教育・啓発推進計画」、また、京都府が策定する「京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）」など各分野の関連計画との整合・連携を図っています。



3 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とします。

なお、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）及び高齢者数が最も多くなる令和22年（2040年）を見据えて段階的に取り組みを進めるための計画として策定します。



4 第8期計画策定のポイント

第8期介護保険事業策定に係る国の基本指針において、次の内容が計画策定のポイントとしてあげられています。

（１）2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
○地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえた計画の策定 ○基盤整備を検討する際には、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を踏まえること ○指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策
（２）地域共生社会の実現
○地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組み
（３）介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
○一般介護予防事業：PDCAサイクルに沿った推進、専門職の関与、他の事業との連携 ○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進 ○在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化 ○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標の設定
（４）有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況 ○有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況を踏まえた計画の作成 ○都道府県と市町村との情報連携の強化
（５）認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
○認知症施策推進大綱の「共生」と「予防」を車の両輪とした5つの柱に基づく認知症施策 ○教育等他の分野との連携
（６）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
○介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保 ○介護現場革新の具体的な方策（介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者参入による業務改善など） ○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示（ポイント制度や有償ボランティアなど） ○文書負担軽減に向けた具体的な取組
（７）災害や感染症対策に係る体制整備
○継続的なサービス提供が可能となるような事業者や介護従事者等の体制整備

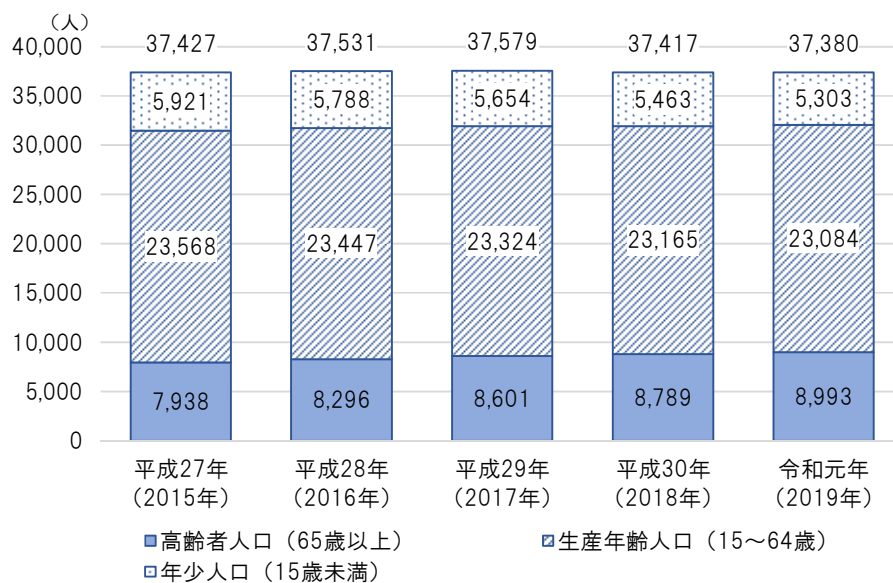
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来見込

1 人口構造

総人口を見ると、平成27年（2015年）以降、横ばい傾向で推移しており、令和元年（2019年）には37,380人となっています。また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）はやや減少傾向となっているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっています。

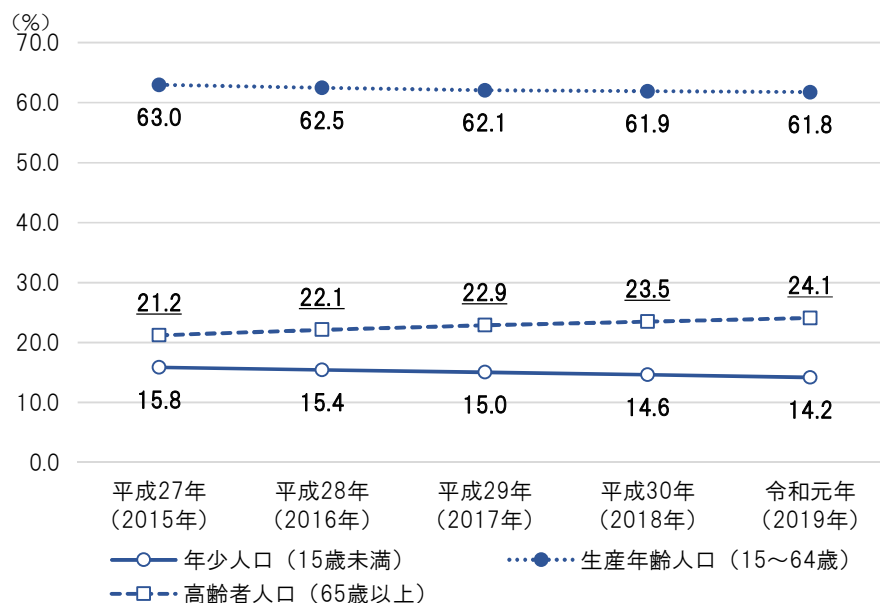
65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合の高齢化率をみると、平成27年（2015年）以降、上昇傾向で推移しており、令和元年（2019年）には24.1%となっています。

■総人口（年齢3区分別）の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



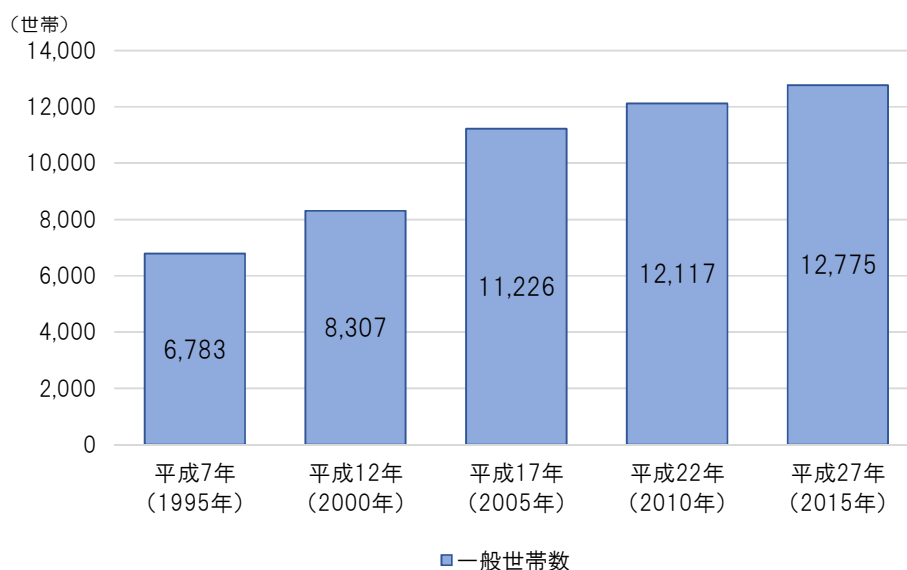
資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

2 世帯構造

世帯数をみると、平成7年（1995年）以降、増加傾向で推移しています。

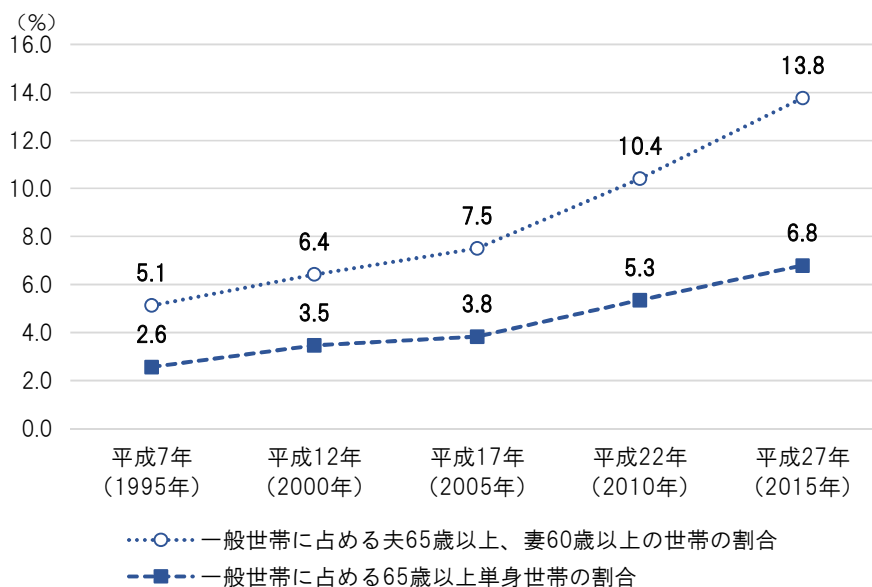
また、一般世帯に占める高齢者世帯の割合の推移をみると、平成7年（1995年）以降、夫65歳以上、妻60歳以上夫婦の世帯及び65歳以上単身世帯の割合はともに増加傾向で推移しており、平成27年（2015年）には、夫65歳以上、妻60歳以上夫婦の世帯が13.8%、65歳以上単身世帯が6.8%と、高齢者世帯が約2割を占めています。

■世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■一般世帯に占める高齢者世帯の割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3 介護保険サービスの利用状況

介護保険サービスの実績値を計画値と比較すると、第7期（平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度））の対計画比は、第1号被保険者数、要介護認定者数、要介護認定率は、ほぼ計画どおりとなっています。総給付費は、施設サービス、居住系サービス、在宅サービスともに、実績が計画値に比べ低くなっています。

令和元年度の利用者数や給付費における詳細をみると、施設サービスでは介護老人福祉施設、在宅サービスでは訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（老健）、福祉用具貸与、住宅改修、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、介護予防支援・居宅介護支援が、実績が計画値を上回っています。

		実績値			
		第7期 累計	H30	R元	R2
第1号被保険者数	(人)	17,831	8,813	9,018	-
要介護認定者数	(人)	2,909	1,428	1,481	-
要介護認定率	(%)	16.3	16.2	16.4	-
総給付費	(円)	4,311,518,740	2,088,098,531	2,223,420,209	-
施設サービス	(円)	1,615,722,183	791,954,465	823,767,718	-
居住系サービス	(円)	301,803,211	138,179,143	163,624,068	-
在宅サービス	(円)	2,393,993,346	1,157,964,923	1,236,028,423	-
第1号被保険者1人あたり給	(円)	241,799.0	236,933.9	246,553.6	-

		計画値				対計画比(実績値/計画値)			
		第7期 累計	H30	R元	R2	第7期 累計	H30	R元	R2
第1号被保険者数	(人)	26,989	8,809	9,013	9,167	-	100.0%	100.1%	-
要介護認定者数	(人)	4,440	1,408	1,472	1,560	-	101.4%	100.6%	-
要介護認定率	(%)	16.5	16.0	16.3	17.0	-	101.4%	100.6%	-
総給付費	(円)	7,017,186,000	2,199,148,000	2,324,921,000	2,493,117,000	-	95.0%	95.6%	-
施設サービス	(円)	2,571,631,000	847,453,000	858,505,000	865,673,000	-	93.5%	96.0%	-
居住系サービス	(円)	603,883,000	163,342,000	200,367,000	240,174,000	-	84.6%	81.7%	-
在宅サービス	(円)	3,841,672,000	1,188,353,000	1,266,049,000	1,387,270,000	-	97.4%	97.6%	-
第1号被保険者1人あたり給	(円)	260,001.7	249,647.9	257,952.0	271,966.5	-	94.9%	95.6%	-

厚生労働省「見える化システム」

【実績値】「第1号被保険者数」、「要介護認定者数」、「要介護認定率」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報。「総給付費」は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

※「第1号被保険者1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出

① 利用者数の状況

		実績値			
		第7期 累計	H30	R元	R2
施設サービス	小計 (人)	5,898	2,929	2,969	-
	介護老人福祉施設 (人)	3,771	1,872	1,899	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生 (人)	0	0	0	-
	介護老人保健施設 (人)	2,008	976	1,032	-
	介護医療院 (人)	56	19	37	-
	介護療養型医療施設 (人)	74	62	12	-
居住系サービス	小計 (人)	1,471	707	764	-
	特定施設入居者生活介護 (人)	1,076	532	544	-
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)	0	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護 (人)	395	175	220	-
在宅サービス	訪問介護 (人)	4,571	2,196	2,375	-
	訪問入浴介護 (人)	381	206	175	-
	訪問看護 (人)	4,682	2,153	2,529	-
	訪問リハビリテーション (人)	687	355	332	-
	居宅療養管理指導 (人)	3,868	1,864	2,004	-
	通所介護 (人)	9,050	4,503	4,547	-
	地域密着型通所介護 (人)	317	192	125	-
	通所リハビリテーション (人)	4,262	2,000	2,262	-
	短期入所生活介護 (人)	2,088	1,138	950	-
	短期入所療養介護（老健） (人)	259	117	142	-
	短期入所療養介護（病院等） (人)	0	0	0	-
	福祉用具貸与 (人)	14,105	6,951	7,154	-
	特定福祉用具販売 (人)	280	142	138	-
	住宅改修 (人)	344	155	189	-
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)	87	35	52	-
	夜間対応型訪問介護 (人)	0	0	0	-
	認知症対応型通所介護 (人)	506	275	231	-
	小規模多機能型居宅介護 (人)	941	385	556	-
	看護小規模多機能型居宅介護 (人)	0	0	0	-
	介護予防支援・居宅介護支援 (人)	20,219	10,012	10,207	-

		計画値				対計画比(実績値/計画値)			
		第7期 累計	H30	R元	R2	第7期 累計	H30	R元	R2
施設サービス	小計 (人)	9,420	3,108	3,144	3,168	-	94.2%	94.4%	-
	介護老人福祉施設 (人)	5,580	1,860	1,860	1,860	-	100.6%	102.1%	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生 (人)	0	0	0	0	-	-	-	-
	介護老人保健施設 (人)	3,420	1,116	1,140	1,164	-	87.5%	90.5%	-
	介護医療院 (人)	0	0	0	0	-	-	-	-
	介護療養型医療施設 (人)	420	132	144	144	-	47.0%	8.3%	-
居住系サービス	小計 (人)	2,820	768	936	1,116	-	92.1%	81.6%	-
	特定施設入居者生活介護 (人)	1,884	516	624	744	-	103.1%	87.2%	-
	地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)	0	0	0	0	-	-	-	-
	認知症対応型共同生活介護 (人)	936	252	312	372	-	69.4%	70.5%	-
在宅サービス	訪問介護 (人)	6,780	2,112	2,244	2,424	-	104.0%	105.8%	-
	訪問入浴介護 (人)	612	192	192	228	-	107.3%	91.1%	-
	訪問看護 (人)	6,576	2,040	2,136	2,400	-	105.5%	118.4%	-
	訪問リハビリテーション (人)	1,500	384	480	636	-	92.4%	69.2%	-
	居宅療養管理指導 (人)	6,204	1,944	2,052	2,208	-	95.9%	97.7%	-
	通所介護 (人)	14,076	4,452	4,656	4,968	-	101.1%	97.7%	-
	地域密着型通所介護 (人)	1,284	408	420	456	-	47.1%	29.8%	-
	通所リハビリテーション (人)	6,348	2,016	2,100	2,232	-	99.2%	107.7%	-
	短期入所生活介護 (人)	4,068	1,272	1,344	1,452	-	89.5%	70.7%	-
	短期入所療養介護（老健） (人)	612	156	204	252	-	75.0%	69.6%	-
	短期入所療養介護（病院等） (人)	0	0	0	0	-	-	-	-
	福祉用具貸与 (人)	20,160	6,384	6,660	7,116	-	108.9%	107.4%	-
	特定福祉用具販売 (人)	588	192	192	204	-	74.0%	71.9%	-
	住宅改修 (人)	540	168	180	192	-	92.3%	105.0%	-
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)	108	36	36	36	-	97.2%	144.4%	-
	夜間対応型訪問介護 (人)	0	0	0	0	-	-	-	-
	認知症対応型通所介護 (人)	1,176	360	396	420	-	76.4%	58.3%	-
	小規模多機能型居宅介護 (人)	1,668	420	552	696	-	91.7%	100.7%	-
	看護小規模多機能型居宅介護 (人)	0	0	0	0	-	-	-	-
	介護予防支援・居宅介護支援 (人)	30,156	9,840	9,960	10,356	-	101.7%	102.5%	-

資料：厚生労働省「見える化システム」

② 給付費の状況

		実績値			
		第7期 累計	H30	R元	R2
施設サービス	小計	(円) 1,615,722,183	791,954,465	823,767,718	-
	介護老人福祉施設	(円) 1,019,070,975	498,819,423	520,251,552	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者	(円) 0	0	0	-
	介護老人保健施設	(円) 550,090,224	265,374,512	284,715,712	-
	介護医療院	(円) 20,911,258	6,706,835	14,204,423	-
	介護療養型医療施設	(円) 25,649,726	21,053,695	4,596,031	-
居住系サービス	小計	(円) 301,803,211	138,179,143	163,624,068	-
	特定施設入居者生活介護	(円) 200,088,884	94,298,118	105,790,766	-
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(円) 0	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護	(円) 101,714,327	43,881,025	57,833,302	-
在宅サービス	小計	(円) 2,393,993,346	1,157,964,923	1,236,028,423	-
	訪問介護	(円) 293,970,038	133,672,501	160,297,537	-
	訪問入浴介護	(円) 24,358,757	13,266,845	11,091,912	-
	訪問看護	(円) 187,164,442	87,915,593	99,248,849	-
	訪問リハビリテーション	(円) 25,663,051	13,215,047	12,448,004	-
	居宅療養管理指導	(円) 40,219,211	19,014,016	21,205,195	-
	通所介護	(円) 694,195,569	341,531,280	352,664,289	-
	地域密着型通所介護	(円) 31,483,131	17,474,372	14,008,759	-
	通所リハビリテーション	(円) 232,578,553	114,229,493	118,349,060	-
	短期入所生活介護	(円) 143,146,707	77,824,116	65,322,591	-
	短期入所療養介護（老健）	(円) 17,270,576	7,457,968	9,812,608	-
	短期入所療養介護（病院等）	(円) 0	0	0	-
	福祉用具貸与	(円) 179,026,883	89,486,725	89,540,158	-
	特定福祉用具販売	(円) 7,343,405	3,482,411	3,860,994	-
	住宅改修	(円) 25,830,150	11,455,646	14,374,504	-
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(円) 15,387,727	5,645,492	9,742,235	-
	夜間対応型訪問介護	(円) 0	0	0	-
	認知症対応型通所介護	(円) 61,121,161	30,525,030	30,596,131	-
	小規模多機能型居宅介護	(円) 170,393,331	70,209,086	100,184,245	-
	看護小規模多機能型居宅介護	(円) 0	0	0	-
	介護予防支援・居宅介護支援	(円) 244,840,654	121,559,302	123,281,352	-

		計画値				対計画比(実績値/計画値)			
		第7期 累計	H30	R元	R2	第7期 累計	H30	R元	R2
施設サービス	小計	(円) 2,571,631,000	847,453,000	858,505,000	865,673,000	-	93.5%	96.0%	-
	介護老人福祉施設	(円) 1,487,079,000	495,545,000	495,767,000	495,767,000	-	100.7%	104.9%	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者	(円) 0	0	0	0	-	-	-	-
	介護老人保健施設	(円) 929,295,000	303,059,000	309,810,000	316,426,000	-	87.6%	91.9%	-
	介護医療院	(円) 0	0	0	0	-	-	-	-
	介護療養型医療施設	(円) 155,257,000	48,849,000	52,928,000	53,480,000	-	43.1%	8.7%	-
居住系サービス	小計	(円) 603,883,000	163,342,000	200,367,000	240,174,000	-	84.6%	81.7%	-
	特定施設入居者生活介護	(円) 358,264,000	97,260,000	118,484,000	142,520,000	-	97.0%	89.3%	-
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(円) 0	0	0	0	-	-	-	-
	認知症対応型共同生活介護	(円) 245,619,000	66,082,000	81,883,000	97,654,000	-	66.4%	70.6%	-
在宅サービス	小計	(円) 3,841,672,000	1,188,353,000	1,266,049,000	1,387,270,000	-	97.4%	97.6%	-
	訪問介護	(円) 478,750,000	147,659,000	158,353,000	172,738,000	-	90.5%	101.2%	-
	訪問入浴介護	(円) 39,926,000	12,527,000	12,533,000	14,866,000	-	105.9%	88.5%	-
	訪問看護	(円) 281,161,000	83,384,000	91,186,000	106,591,000	-	105.4%	108.8%	-
	訪問リハビリテーション	(円) 48,580,000	12,330,000	15,539,000	20,711,000	-	107.2%	80.1%	-
	居宅療養管理指導	(円) 62,864,000	19,665,000	20,838,000	22,361,000	-	96.7%	101.8%	-
	通所介護	(円) 1,023,325,000	329,782,000	338,055,000	355,488,000	-	103.6%	104.3%	-
	地域密着型通所介護	(円) 115,334,000	36,474,000	37,629,000	41,231,000	-	47.9%	37.2%	-
	通所リハビリテーション	(円) 376,171,000	117,623,000	124,335,000	134,213,000	-	97.1%	95.2%	-
	短期入所生活介護	(円) 283,180,000	88,048,000	93,529,000	101,603,000	-	88.4%	69.8%	-
	短期入所療養介護（老健）	(円) 28,154,000	9,338,000	8,577,000	10,239,000	-	79.9%	114.4%	-
	短期入所療養介護（病院等）	(円) 0	0	0	0	-	-	-	-
	福祉用具貸与	(円) 263,061,000	83,105,000	86,878,000	93,078,000	-	107.7%	103.1%	-
	特定福祉用具販売	(円) 15,769,000	5,147,000	5,147,000	5,475,000	-	67.7%	75.0%	-
	住宅改修	(円) 47,096,000	14,813,000	15,699,000	16,584,000	-	77.3%	91.6%	-
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(円) 21,137,000	7,043,000	7,047,000	7,047,000	-	80.2%	138.2%	-
	夜間対応型訪問介護	(円) 0	0	0	0	-	-	-	-
	認知症対応型通所介護	(円) 106,901,000	33,217,000	36,464,000	37,220,000	-	91.9%	83.9%	-
	小規模多機能型居宅介護	(円) 295,425,000	74,528,000	97,275,000	123,622,000	-	94.2%	103.0%	-
	看護小規模多機能型居宅介護	(円) 0	0	0	0	-	-	-	-
	介護予防支援・居宅介護支援	(円) 354,838,000	113,670,000	116,965,000	124,203,000	-	106.9%	105.4%	-

資料：厚生労働省「見える化システム」

③ 受給者 1 人あたり給付費の状況

		実績値			
		第7期 累計	H30	R元	R2
施設サービス	小計	(円) 273,944	270,384	277,456	-
	介護老人福祉施設	(円) 270,239	266,463	273,961	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生:	(円) -	-	-	-
	介護老人保健施設	(円) 273,949	271,900	275,887	-
	介護医療院	(円) 373,415	352,991	383,903	-
	介護療養型医療施設	(円) 346,618	339,576	383,003	-
居住系サービス	小計	(円) 205,169	195,444	214,168	-
	特定施設入居者生活介護	(円) 185,956	177,252	194,468	-
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(円) -	-	-	-
	認知症対応型共同生活介護	(円) 257,505	250,749	262,879	-
在宅サービス	訪問介護	(円) 64,312	60,871	67,494	-
	訪問入浴介護	(円) 63,934	64,402	63,382	-
	訪問看護	(円) 39,975	40,834	39,244	-
	訪問リハビリテーション	(円) 37,355	37,226	37,494	-
	居宅療養管理指導	(円) 10,398	10,201	10,581	-
	通所介護	(円) 76,707	75,845	77,560	-
	地域密着型通所介護	(円) 99,316	91,012	112,070	-
	通所リハビリテーション	(円) 54,570	57,115	52,321	-
	短期入所生活介護	(円) 68,557	68,387	68,761	-
	短期入所療養介護（老健）	(円) 66,682	63,743	69,103	-
	短期入所療養介護（病院等）	(円) -	-	-	-
	福祉用具貸与	(円) 12,692	12,874	12,516	-
	特定福祉用具販売	(円) 26,226	24,524	27,978	-
	住宅改修	(円) 75,088	73,907	76,056	-
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(円) 176,870	161,300	187,351	-
	夜間対応型訪問介護	(円) -	-	-	-
	認知症対応型通所介護	(円) 120,793	111,000	132,451	-
	小規模多機能型居宅介護	(円) 181,077	182,361	180,188	-
	看護小規模多機能型居宅介護	(円) -	-	-	-
	介護予防支援・居宅介護支援	(円) 12,109	12,141	12,078	-

		計画値				対計画比(実績値／計画値)			
		第7期 累計	H30	R元	R2	第7期 累計	H30	R元	R2
施設サービス	小計	(円) 272,997	272,668	273,061	273,255	-	99.2%	101.6%	-
	介護老人福祉施設	(円) 266,502	266,422	266,541	266,541	-	100.0%	102.8%	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生:	(円) -	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	(円) 271,724	271,558	271,763	271,844	-	100.1%	101.5%	-
	介護医療院	(円) -	-	-	-	-	-	-	-
	介護療養型医療施設	(円) 369,660	370,068	367,556	371,389	-	91.8%	104.2%	-
居住系サービス	小計	(円) 214,143	212,685	214,067	215,210	-	91.9%	100.0%	-
	特定施設入居者生活介護	(円) 190,161	188,488	189,878	191,559	-	94.0%	102.4%	-
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(円) -	-	-	-	-	-	-	-
	認知症対応型共同生活介護	(円) 262,414	262,230	262,446	262,511	-	95.6%	100.2%	-
在宅サービス	訪問介護	(円) 70,612	69,914	70,567	71,262	-	87.1%	95.6%	-
	訪問入浴介護	(円) 65,239	65,245	65,276	65,202	-	98.7%	97.1%	-
	訪問看護	(円) 42,756	40,875	42,690	44,413	-	99.9%	91.9%	-
	訪問リハビリテーション	(円) 32,387	32,109	32,373	32,565	-	115.9%	115.8%	-
	居宅療養管理指導	(円) 10,133	10,116	10,155	10,127	-	100.8%	104.2%	-
	通所介護	(円) 72,700	74,075	72,606	71,556	-	102.4%	106.8%	-
	地域密着型通所介護	(円) 89,824	89,397	89,593	90,419	-	101.8%	125.1%	-
	通所リハビリテーション	(円) 59,258	58,345	59,207	60,131	-	97.9%	88.4%	-
	短期入所生活介護	(円) 69,612	69,220	69,590	69,975	-	98.8%	98.8%	-
	短期入所療養介護（老健）	(円) 46,003	59,859	42,044	40,631	-	106.5%	164.4%	-
	短期入所療養介護（病院等）	(円) -	-	-	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与	(円) 13,049	13,018	13,045	13,080	-	98.9%	95.9%	-
	特定福祉用具販売	(円) 26,818	26,807	26,807	26,838	-	91.5%	104.4%	-
	住宅改修	(円) 87,215	88,173	87,217	86,375	-	83.8%	87.2%	-
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(円) 195,713	195,639	195,750	195,750	-	82.4%	95.7%	-
	夜間対応型訪問介護	(円) -	-	-	-	-	-	-	-
	認知症対応型通所介護	(円) 90,902	92,269	92,081	88,619	-	120.3%	143.8%	-
	小規模多機能型居宅介護	(円) 177,113	177,448	176,223	177,618	-	102.8%	102.2%	-
	看護小規模多機能型居宅介護	(円) -	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防支援・居宅介護支援	(円) 11,767	11,552	11,744	11,993	-	105.1%	102.8%	-

資料：厚生労働省「見える化システム」

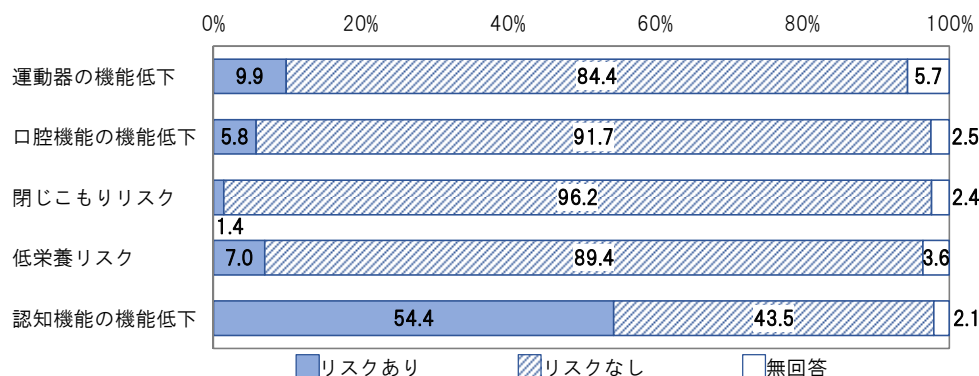
4 高齢者の状況及び意向（アンケート結果より）

調査目的	高齢者等の生活実態をはじめ、介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスの利用状況、これらに対する今後のニーズ、健康づくりや生きがいづくりに関する意識等を的確に把握し、計画に反映させる基礎資料として活用すること
調査区分	(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (2) 在宅介護実態調査
調査対象者	(1) 要介護認定を受けていない高齢者から 2,000 人を無作為に抽出 (2) 主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方（800 人）
回答率	(1) 57.8%（1,156 人） (2) 49.4%（395 人）
調査期間	令和 2 年（2020 年）1 月～2 月
調査方法	郵送配布・郵送回収

（1）介護予防・日常生活ニーズ調査より

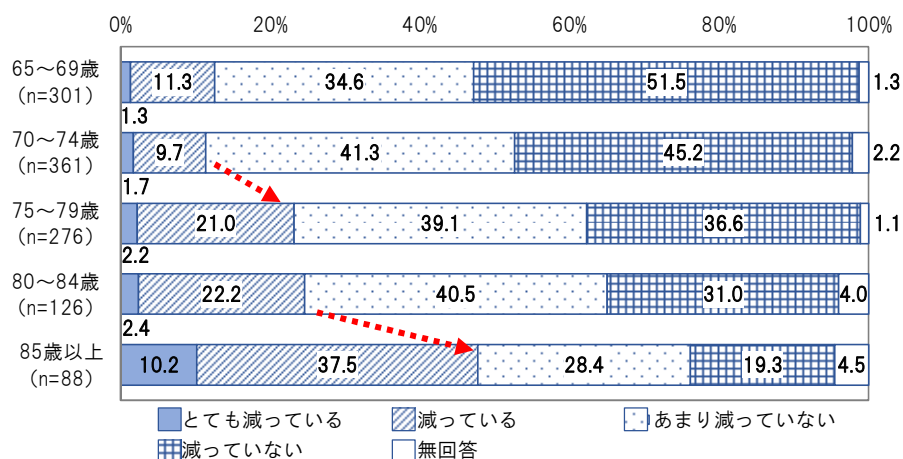
① フレイルリスク(基本チェックリストのリスク判定により判定)

各機能の低下リスク等を判定したところ、認知機能の機能低下リスクが高く、半数以上の人が「リスクあり」となっています。



② 昨年と比べた外出の状況

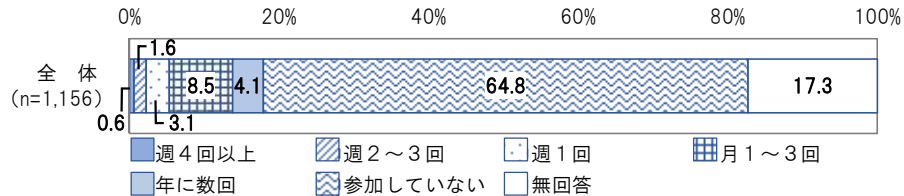
概ね年齢が上がるにつれて「とても減っている」と「減っている」を合わせた割合が増加しており、75～84 歳では 2 割以上、85 歳以上では半数近くを占めています。



③ 社会参加（地域活動への参加）

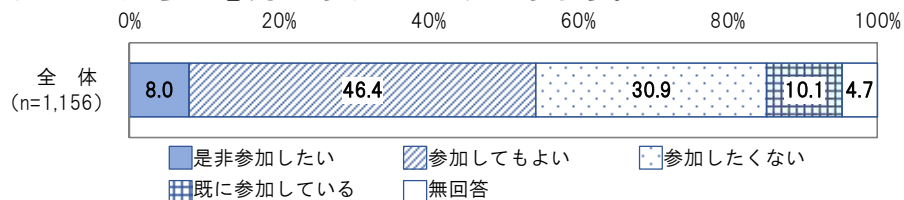
【介護予防のための通いの場への参加頻度】

介護予防のための通いの場への参加頻度については、「参加していない」が64.8%と6割以上を占めて多く、参加している人は2割未満となっています。



【地域活動への参加意向】

「参加してもよい」が4割以上を占めて最も多く、「是非参加したい」と合わせると、半数以上の人に参加意向があることがわかります。

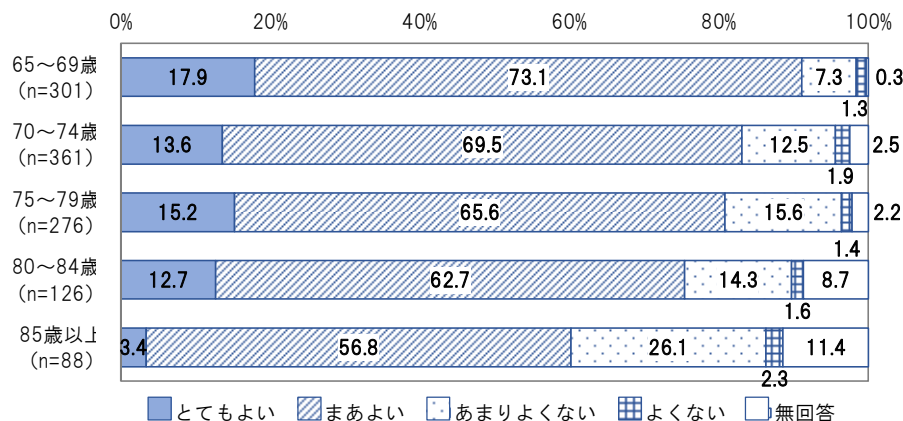


④ 高齢者を支援する各種行政機関や用語の各種認知度について (知らない・無回答以外)

機関名・用語	認知度
認知症に関する相談窓口	33.9%
地域包括支援センター	62.5%
せいか365	45.2%
すてき65メイト（健康づくり・介護予防サポーター）	35.0%
回想法	21.6%
フレイル	33.0%
在宅医療	92.5%
ACPまたは人生会議	26.7%

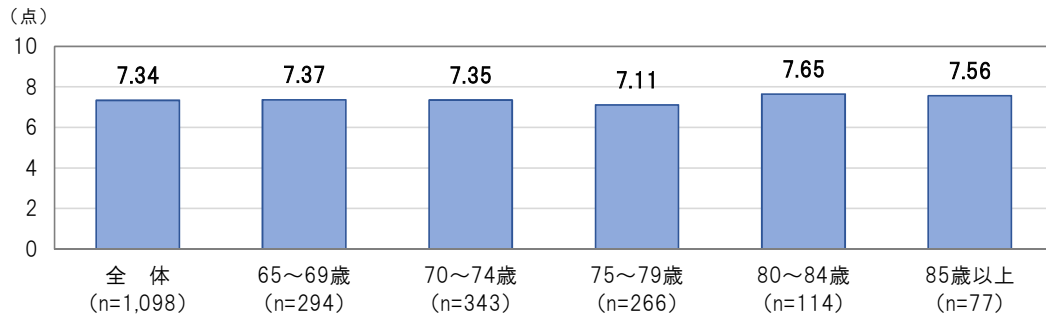
⑤ 健康観

健康状態について、年齢別にみると、概ね、年齢が上がるにつれて『よくない』の割合が増加しており、85歳以上では3割近くを占めています。また、65～69歳では『よい』が9割を超えて多くなっています。



⑥ 幸福感

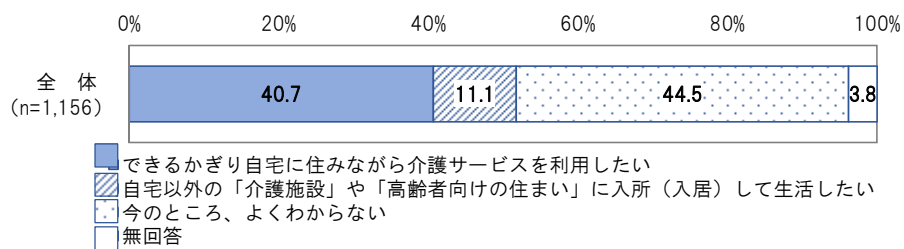
幸福感については、全体では平均点は 7.34 点となっています。年齢別にみると、80～84 歳では 7.65 点で最も高くなっています。



⑦ 今後の生活について

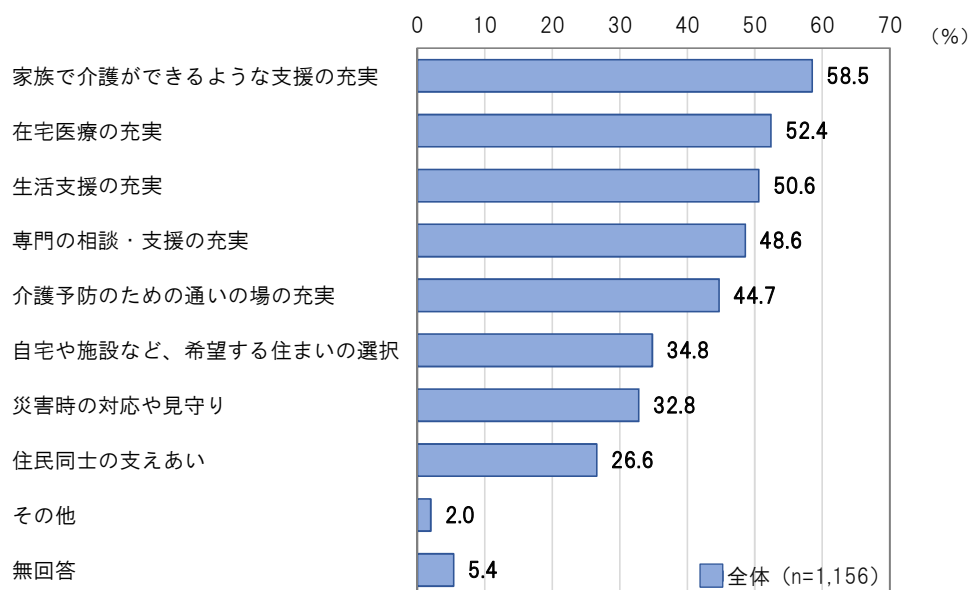
【介護を受けたい場所】

介護を受けたい場所については、「今のところ、よくわからない」が4割以上を占めて最も多くなっているものの、「できるかぎり自宅に住みながら介護サービスを利用したい」が約4割を占め、「自宅以外の「介護施設」や「高齢者向けの住まい」に入所（入居）して生活したい」を大きく上回っています。



【支援や介護が必要になっても安心して暮らすために必要なこと】

支援や介護が必要になっても安心して暮らすために必要なことについては、「家族で介護ができるような支援の充実」が6割近くを占めて最も多く、次いで「在宅医療の充実」、「生活支援の充実」、「専門の相談・支援の充実」の順となっています。

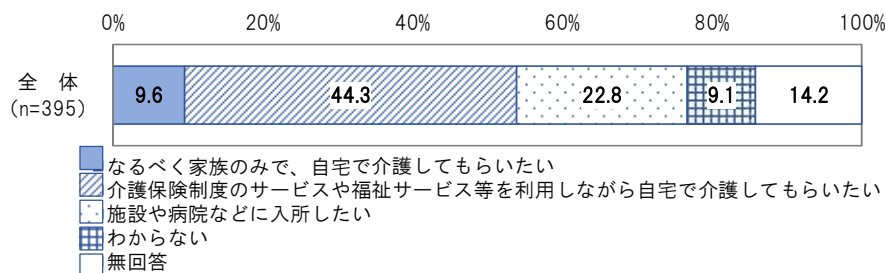


(2) 在宅介護実態調査より

① 今後の暮らしの希望

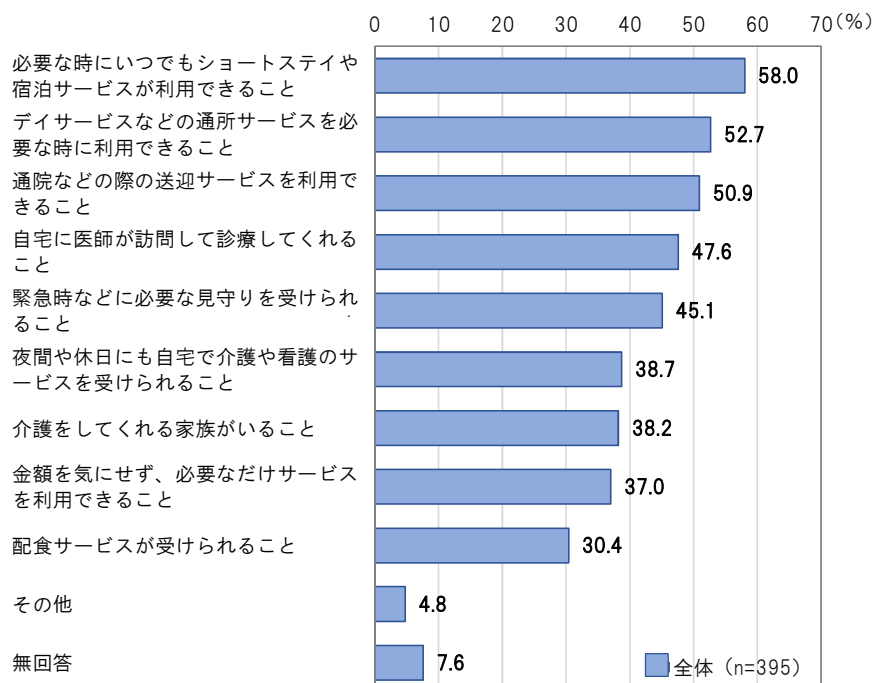
【今後の介護の希望】

今後の介護の希望については、「介護保険制度のサービスや福祉サービス等を利用しながら自宅で介護してもらいたい」が4割以上を占めて最も多く、「なるべく家族のみで、自宅で介護してもらいたい」のみで、自宅で介護してもらいたい」と合わせると、自宅での介護を望む人が半数以上を占めています。



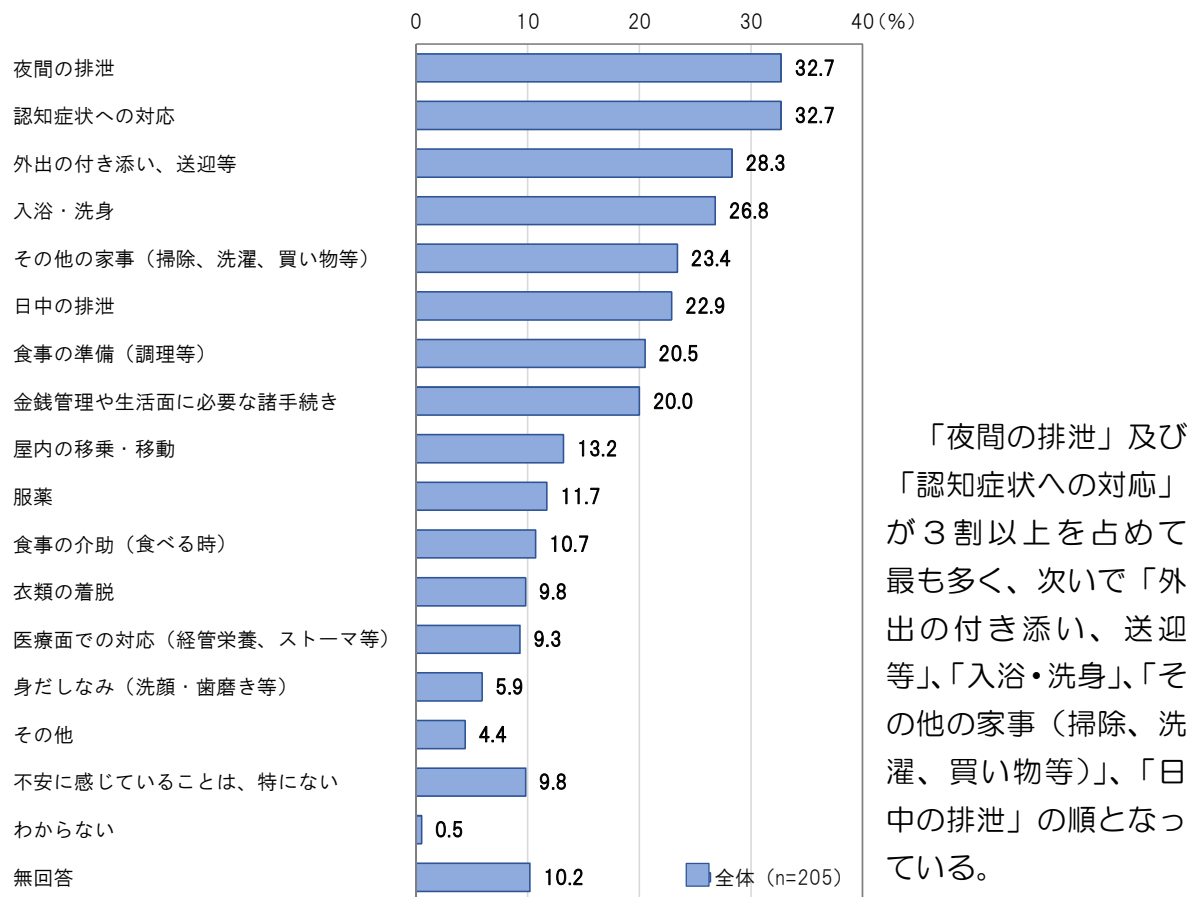
【自宅で暮らし続けるために、あればいいと思う支援】

自宅で暮らし続けるために、あればいいと思う支援については、「必要な時にいつでもショートステイや宿泊サービスが利用できること」が6割近くを占めて最も多く、次いで「デイサービスなどの通所サービスを必要な時に利用できること」、「通院などの際の送迎サービスを利用できること」の順となっています。



② 介護の状況について

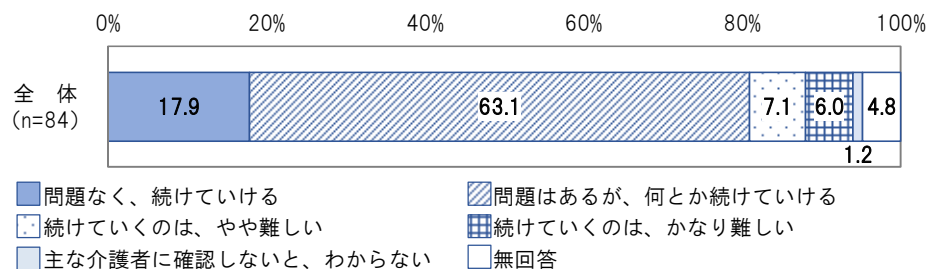
【今後の在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護】



【仕事と介護の両立に関する継続意向《介護者への質問》】※『働いている』と回答した人のみ

就労している介護者の、今後の仕事と介護の両立に関する継続意向については、「問題はあるが、何とか続けていける」が6割以上を占めて最も多く、「問題なく、続けていける」と合わせると、『続けていける』と回答した人が8割以上を占めています。

一方で、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせると、今後の継続が難しいと感じている人が1割以上を占めています。



(3) サービス事業所調査より

調査目的	町内に位置する介護サービス事業所におけるサービス実施状況、サービスの質の向上に向けた取組状況、今後の展開を把握すること
調査対象者	町内介護サービス事業所 13 事業所
調査期間	令和2年（2020年）5月～6月
調査方法	郵送配布－郵送・FAX・メール回収

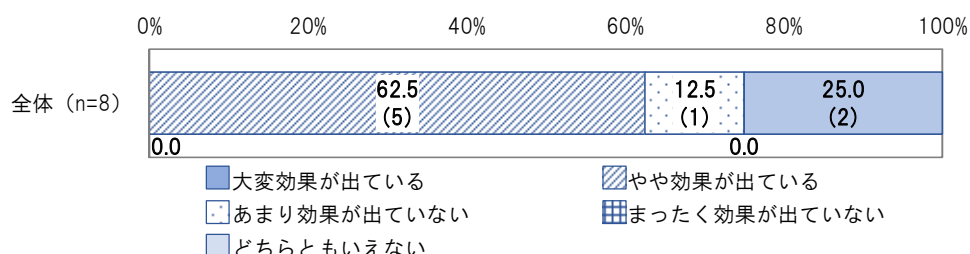
① サービス拡充・参入の意向

サービス提供の拡充、参入を考えているサービスとしては下記があげられおり、地域密着型サービスへの拡充・参入意向のある事業所が多くなっています。

- 介護老人福祉施設〔令和5（2023）年度～〕
- 居宅介護支援
- （介護予防）訪問介護
- （総合事業）訪問看護〔令和4（2022）年度～〕
- （総合事業）通所介護
- （介護予防）短期入所生活介護〔令和5（2023）年度～〕
- その他居宅サービス（安心サポートハウス）〔令和5（2023）年度～〕
- （介護予防）小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護〔令和5（2023）年度～〕
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護〔令和5（2023）年度～〕
- （介護予防）認知症対応型共同生活介護〔令和5（2023）年度～〕
- 認知症対応型通所介護〔令和4（2022）年度～〕
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〔令和5（2023）年度～〕
- 夜間対応型訪問介護

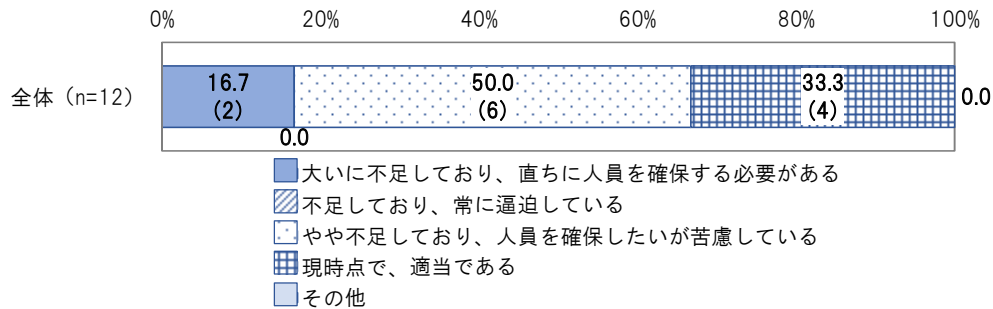
② 介護予防サービスの状況

介護予防サービスを提供している事業所（8事業所）の、利用者の改善・予防の効果の状況については、「やや効果が出ている」が5事業所と全体の6割以上を占めています。



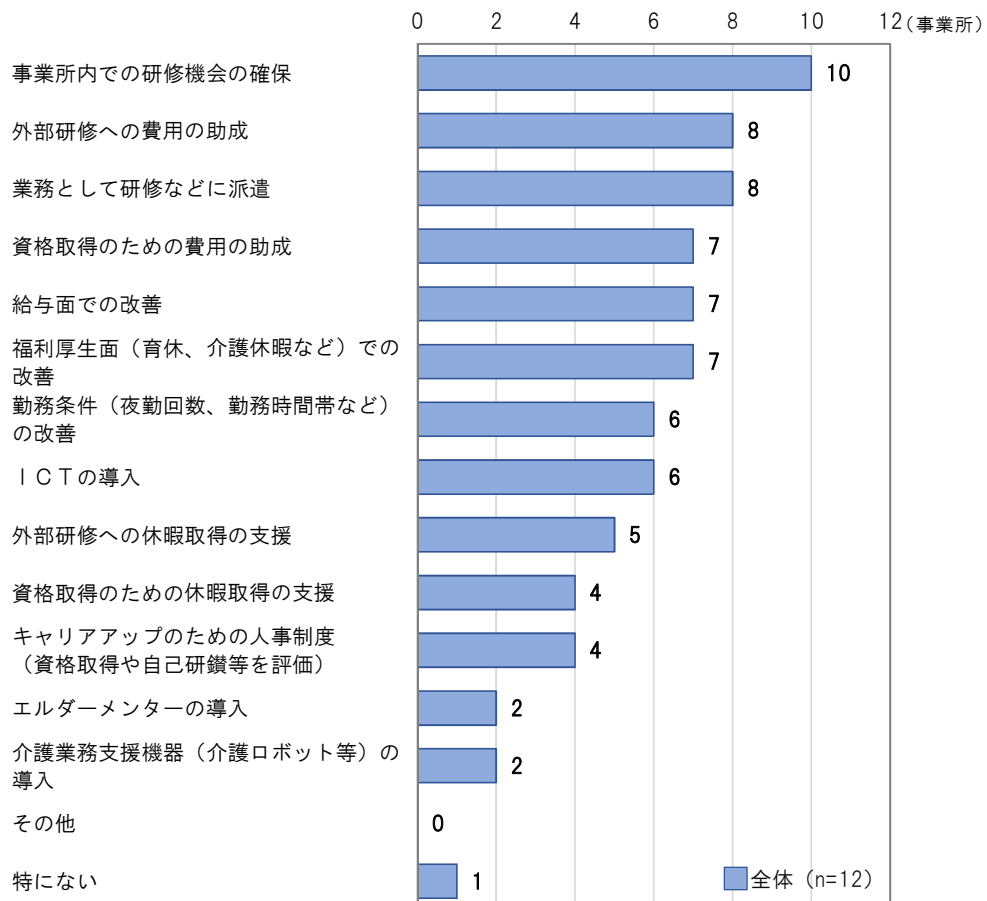
③ 事業所職員の配置状況

職員の配置状況では、「やや不足しており、人員を確保したいが苦慮している」が6事業所と約半数で最も多く、「大いに不足しており、直ちに人員を確保する必要がある」（2事業所）と合わせると、職員が不足している事業所が8事業所となっています。



④ 職員確保や定着率向上のために行っている取り組み

職員確保や定着率向上のために行っている取り組みでは「事業所内での研修機会の確保」が10事業所と最も多く、次いで「外部研修への費用の助成」及び「業務として研修などに派遣」（8事業所）、「資格取得のための費用の助成」及び「給与面での改善」、「福利厚生面（育休、介護休暇など）での改善」（7事業所）の順となっており、研修に関する取り組みを行っている事業所が多い結果となっています。



(4) 高齢者社会参加調査より

調査目的	町内で活動する高齢者ふれあいサロン・各種団体・事業における高齢者の参加・活動状況や課題等を把握すること
調査対象者	1) 公益社団法人精華町シルバー人材センター 2) 老人クラブ連合会
調査期間	令和2年(2020年)5月～6月
調査方法	郵送配布・郵送回収

① 公益社団法人精華町シルバー人材センター

登録者数は合計 305 人であり、性別では男性が 78.0%、女性が 22.0%、年齢別では 64 歳以下が 6.6%、65～74 歳が 52.5%、75 歳以上が 41.0%と、男性の前期高齢者の占める割合が高くなっています。

平成 21 (2009) 年度をピークに減少傾向で、入会者の確保に苦慮しています。

	登録者数							
	64 歳以下		65～74 歳		75 歳以上		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
人数	14	6	123	37	101	24	238	67
割合 (%)	70.0	30.0	76.9	23.1	80.8	19.2	78.0	22.0
計	20		160		125		305	
割合 (%)	6.6		52.5		41.0		100.0	

■困っていること

「登録者の減少」、「担い手の育成・確保」、「財政的支援」、「事故のリスク対応」があがっています。

② 老人クラブ

会員数は合計 2,170 人となっています。性別では、男性が 947 人・女性が 1080 人、年齢別では 64 歳以下が 11 人、65～74 歳が 557 人、と後期高齢者の会員が多いことがわかります。

	登録者数							
	64 歳以下		65～74 歳		75 歳以上		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
人数	3	8	291	266	653	806	947	1,080
割合 (%)	27.3	72.7	52.2	47.8	44.8	55.2	46.7	53.3
計	11		557		1,459		2,027	
割合 (%)	0.5		27.5		72.0		100.0	

■困っていること

「会員数の減少」、「担い手の確保」があがっています。

(5) 健康づくりサービス

① 健康診査

生活習慣病の予防を目的に、特定健診・特定保健指導、後期高齢者健診を実施しています。

健康診査によって、高齢者やその前段階の年齢の健康増進や介護予防を積極的に進め、高齢者の健康寿命の延伸と介護予防ができるよう取り組んでいます。特定健診、後期高齢者健診の受診率は、上昇傾向となっています。

また、がんの早期発見・早期診療を図るために、各種がん検診を実施しています。がん検診の受診率は、横ばいです。

■ 特定健診等

年度		平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
特定健診 (国保)	対象者(人)	5,304	5,239	5,151	4,938	4,763
	受診者数(人)	2,124	2,028	2,045	2,114	2,331
	受診率(%)	40.0	38.7	39.7	42.8	48.9
特定保健指導 (国保)	対象者(人)	222	203	224	250	225
	受診者数(人)	22	43	52	73	103
	受診率(%)	9.9	21.2	23.2	29.2	45.8

資料:厚生労働省「特定健診・特定保健指導法定報告」

※令和元年の対象者・受診者は国保医療課・健康推進課の集計表を参照している。

年度		平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
健診 (後期高齢)	対象者(人)	3,152	3,323	3,573	3,576	3,863
	受診者数(人)	762	827	945	1,234	1,402
	受診率(%)	24.2	24.9	26.4	34.5	36.3
健診 (生保)	対象者(人)	225	203	234	189	189
	受診者数(人)	12	14	15	13	13
	受診率(%)	5.3	6.9	6.4	6.9	6.9

資料:精華町健康推進課集計表

■ がん検診

年度		平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
胃がん検診	対象者(人)	10,371	10,606	10,306	10,428	10,502
	受診者数(人)	1,544	1,713	1,643	1,601	1,541
	受診率(%)	14.9	16.2	15.9	15.4	14.7
子宮がん検診	対象者(人)	8,606	8,704	8,260	8,349	4,213
	受診者数(人)	2,034	2,111	2,535	3,101	1,751
	受診率(%)	23.6	24.3	30.7	37.1	41.6
乳がん検診	対象者(人)	6,965	7,109	6,809	6,931	7,005
	受診者数(人)	1,217	1,265	1,400	1,480	1,450
	受診率(%)	34.9	35.6	41.1	42.7	41.4
肺がん検診	対象者(人)	10,371	10,606	10,306	10,428	10,502
	受診者数(人)	2,168	2,477	2,476	2,517	2,475
	受診率(%)	20.9	23.4	24.0	24.1	23.6
大腸がん検診	対象者(人)	10,371	10,606	10,306	10,428	10,502
	受診者数(人)	2,831	2,830	2,956	2,965	2,919
	受診率(%)	27.3	26.7	28.7	28.4	27.8
前立腺がん検診	対象者(人)	3,116	3,208	3,103	3,208	3,298
	受診者数(人)	791	902	905	891	915
	受診率(%)	25.4	28.1	29.2	27.8	27.7

資料:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

② 健康教育

生活習慣病予防教室や地域住民を対象とした健康教室を実施しています。

■健康教室（65歳以上）

年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
実施回数(回)	13	22	23	32	33
延べ参加人数(人)	438	548	424	401	412

資料:健康推進課調べ

③ 健康相談

医師・保健師・管理栄養士による健康相談を健診の結果説明会や健康教育に合わせ実施しています。

■健康相談（65歳以上）

年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
実施回数(回)	26	29	42	48	44
延べ参加人数(人)	989	1,284	1,409	2,027	1,749

資料:健康推進課調べ

④ 予防接種

高齢者のインフルエンザ予防のため、インフルエンザワクチンの接種に対し、公費負担を行っています。

■インフルエンザ

年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
対象者数(人)	7,943	8,414	8,712	8,854	9,029
接種者数(人)	4,127	4,328	4,441	4,499	4,864
接種率(%)	52.0	51.4	51.0	50.8	53.9

資料:精華町町勢要覧資料編「統計で見るとのせい」

高齢者の肺炎予防のため、肺炎球菌ワクチンの接種に対し、公費負担を行っています。

■肺炎球菌

年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
対象者数(人)	1,773	1,939	2,051	2,012	1,096
接種者数(人)	865	1,056	1,018	929	303
接種率(%)	48.8	54.5	49.6	46.2	27.6

資料:精華町健康推進課集計表

（６）高齢者の医療状況

① 医療費について

国民健康保険加入の前期高齢者（65 歳から 74 歳）はやや減少しているのに対し、後期高齢者の（75 歳以上）の被保険者数は増加しており、今後、医療費の増加が見込まれます。疾病の重症化予防への取り組みが重要です。

○国保（65 歳から 74 歳：前期高齢者）の医療費

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
被保険者数（人）	3,540	3,496	3,387	3,346
診療費計（円）	1,825,807,216	1,882,590,558	1,753,825,551	1,715,655,120
一人当たり医療費（円）	515,764	538,498	517,810	512,748
増減（円）		22,734	▲ 20,688	▲ 5,062

資料：精華町国保医療課集計

○後期高齢者（75 歳以上）の医療費

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
被保険者数（人）	3,436	3,659	3,905	4,137
一人当たり医療費（円）	966,592	974,715	1,005,066	953,311
増減（円）		8,123	30,351	▲ 51,755

資料：京都府後期高齢者医療広域連合「後期高齢者医療概況」

② 在宅医療の現状について

在宅医療の必要量の増加に備えるため、山城南圏域全体で、「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組んでおり、相楽医師会の他、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体等との協働のもと、医療・介護の人材確保、多職種連携、病院の機能強化と連携の推進、看取り対策等を推進しています。

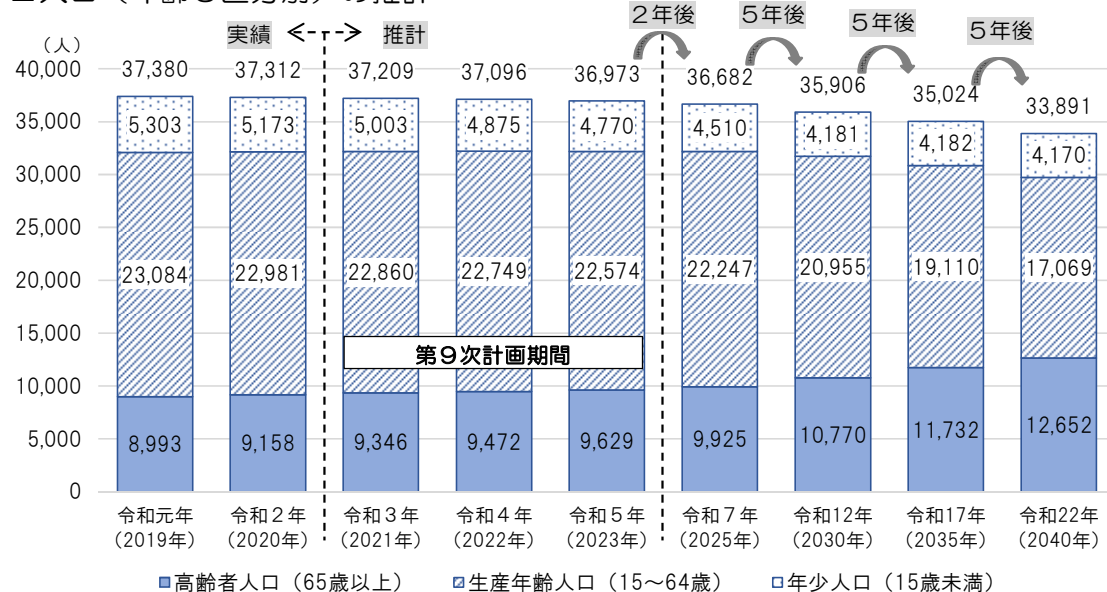
5 2040年の精華町の姿

(1) 人口推計

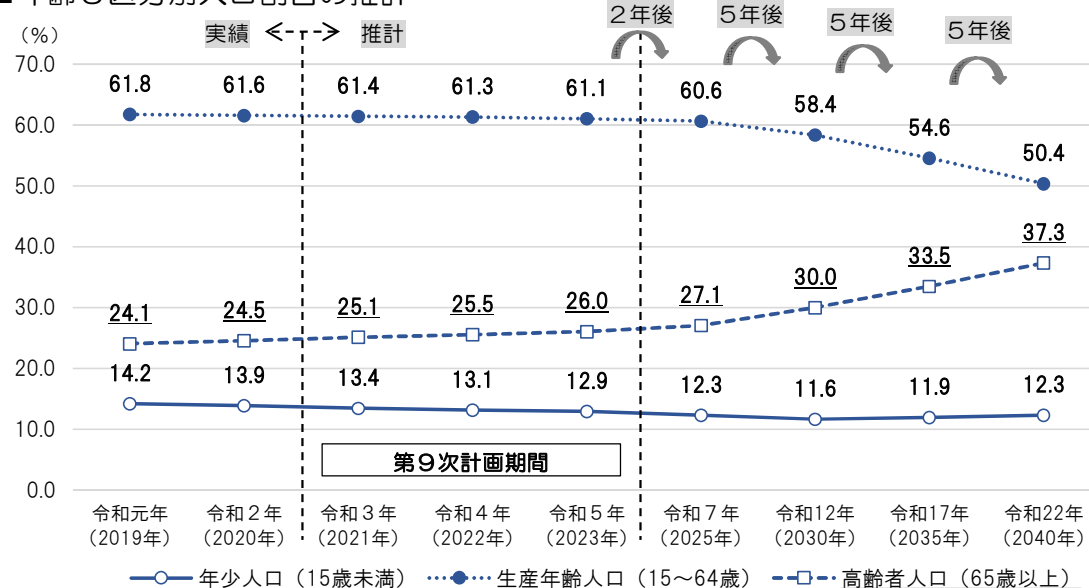
人口は、令和元年（2019年）の37,380人から令和7年（2025年）には36,682人と緩やかに減少し、令和22年（2040年）には33,891人まで減少すると見込まれます。

高齢化率は、令和元年（2019年）の24.1%から令和7年（2025年）には27.1%、令和22年（2040年）には37.3%と3人に1人以上が高齢者になると見込まれます。

■人口（年齢3区分別）の推計



■年齢3区分別人口割合の推計



資料：実績／住民基本台帳人口（各年9月末現在）

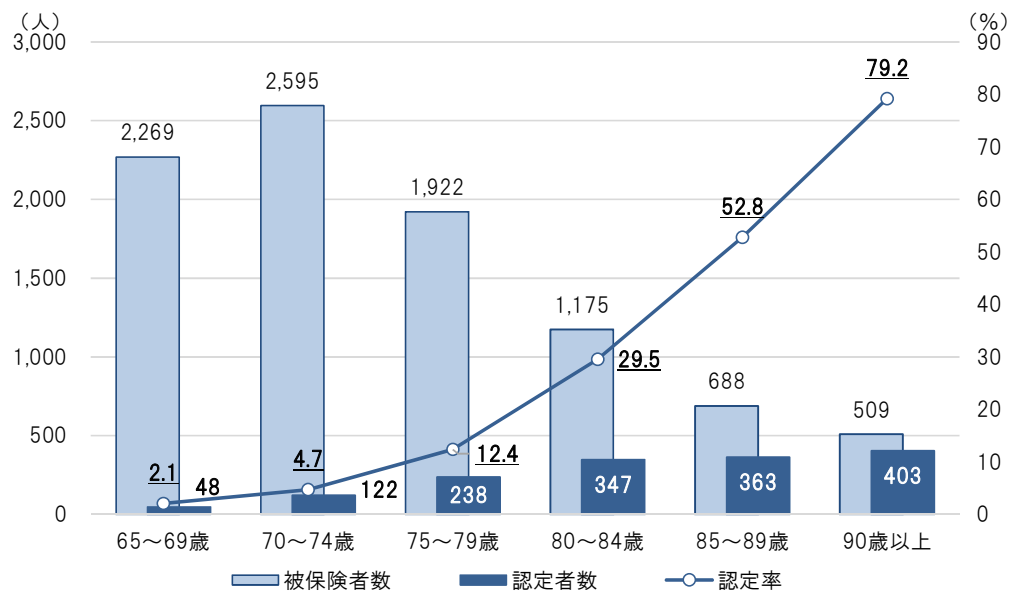
推計／住民基本台帳人口（各年9月末現在）から推計

（２）要介護等認定者数の推計

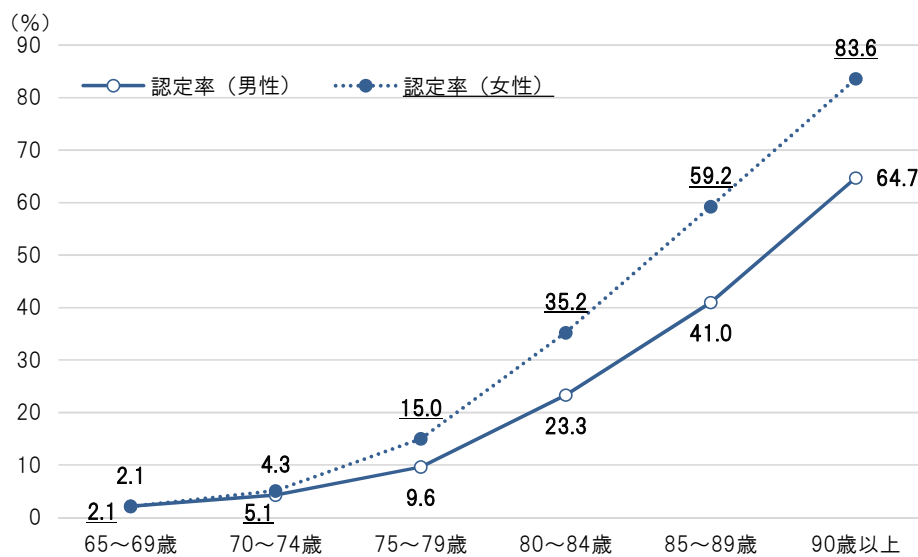
年齢区別に被保険者数、認定者数及び認定率（認定者数÷被保険者数）の状況を見ると、80歳を超えると認定率が上がり始め、85～89歳では52.8%、90歳以上では約8割となっています。

男女別にみると、70歳以上になると女性の認定率が高くなり、80～84歳では11.9ポイント、85～89歳では18.2ポイント、90歳以上では18.9ポイントの差があります。

■高齢者（第1号被保険者）数と要介護等認定者数・認定率の状況（2020年度）



■性別・年齢区別にみた要介護等認定率の状況（2020年度）

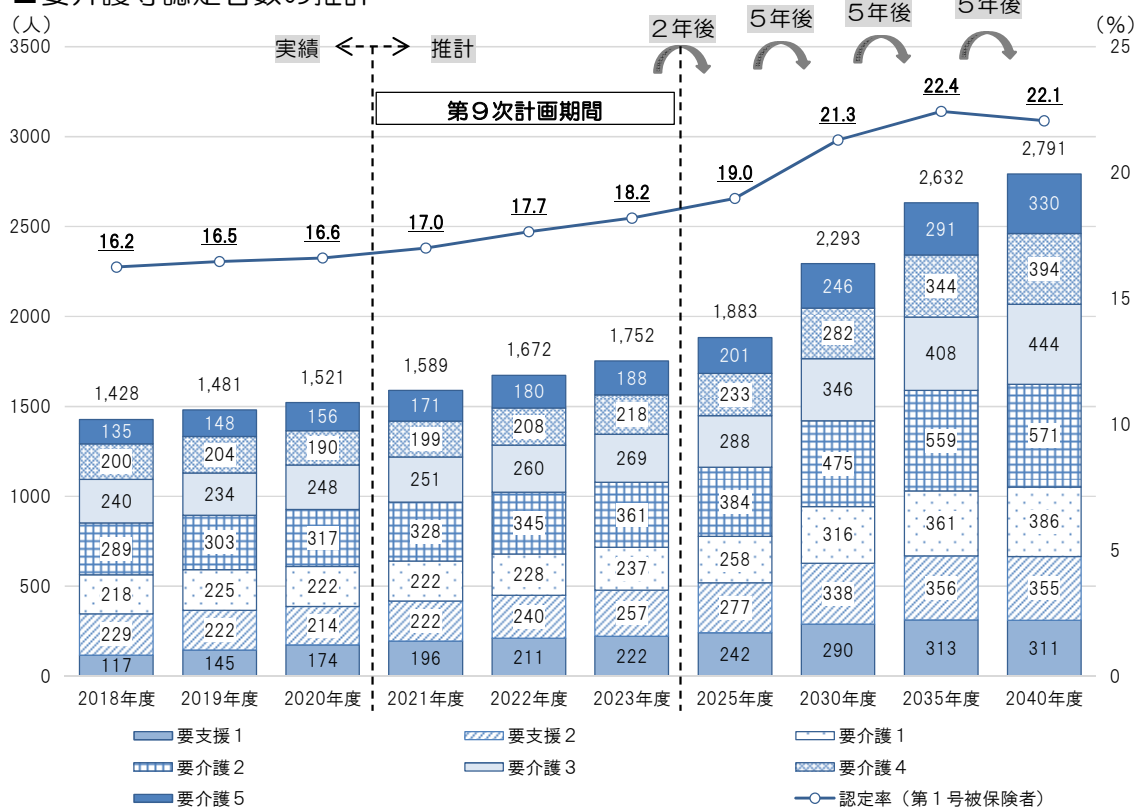


資料：介護保険事業状況報告（2020年7月末時点）

要介護等認定者数は、令和2年度（2020年度）の1,521人から令和7年度（2025年度）には1,883人（1.24倍）、令和22年度（2040年度）には2,791人（1.83倍）になると見込まれます。

第1号認定率（第1号認定者数÷第1号被保険者数＝第1号被保険者に占める第1号認定者の割合）は令和2年度（2020年度）の16.6%から令和7年度（2025年度）には19.0%、令和22年度（2040年度）には22.1%まで上昇すると見込まれます。

■要介護等認定者数の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システム活用による推計

6 精華町の高齢者を取り巻く課題

(1) 生涯現役で活躍できる社会づくり

人口推計から、今後は高齢者の割合が上昇し、介護や支援の必要量が増えていく一方で、生産年齢人口は減少していくことが予測されています。

本町の認定率は2割未満ですが、フレイルなどの要介護状態になるリスクを減らし、いつまでも元気で過ごすためには、健康づくりや介護予防の取り組みが欠かせません。これまで、介護予防の教室にとどまらず、地域での体操の居場所の拡大を図り、健康づくりに取り組んできました。

今後、さらに地域での通いの場の拡充、保健事業との連携を図りながら医療情報なども踏まえた健康づくり・介護予防の対策を進めていくことが必要です。

また、高齢者の元気づくりには個々の健康管理のほか「文化・スポーツ活動」「ボランティア活動」「学ぶ場」「働く場」などの社会参加も大きく関係しています。

人生100年時代を迎えようとする中、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍したり、知識や経験を地域に還元できるなど、暮らしやすく活力ある地域をつくっていくことが大切です。

そのため、高齢者がいつまでも活躍できるよう、地域貢献、生きがいづくり、就労、仲間づくりといった多様な機会を創出する環境を整備していきます。

(2) 互いに支えあえる地域づくり

サロンなどの通いの場やボランティアなどでの見守り活動等支えあう仕組みづくりをすすめてきましたが、ひとり暮らしや高齢夫婦世帯などの高齢者のみの世帯の増加に伴い、調理や買い物、掃除、洗濯等の家事援助、見守り、安否確認といった生活支援のニーズが高まっています。

住み慣れた地域で暮らし続けるためには、行政サービスだけでなく、地域のつながりにより高齢者の日々の暮らしを支えていく必要があることから、サロンや体操の居場所などの通いの場を充実させ、身近な地域で高齢者が日常的に通う場所を作ることで、見守りや助け合いの関係づくりを醸成していくことが大切です。

また、より長く自立した生活を営むことができるよう、介護保険サービスだけでなく、民間企業、ボランティアなども含めた多様な事業主体の参画を得ながら、日常生活を支援する取り組みを充実していきます。

（３）在宅介護を支える体制づくり

在宅介護実態調査によると、今後の介護の希望について、半数以上の方が自宅を希望していますが、主な介護者は、子どもや配偶者であることから、在宅介護が必要になっても、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けていくための体制が必要です。

療養が必要な方であっても安心して、在宅生活がおくれるよう在宅医療と介護のネットワークを強化していくこと、包括支援センター等の相談機能の充実、介護保険サービスの適切な利用や介護保険サービス以外の支え合いなどにより介護者の負担の軽減を図りながら地域で暮らし続けていくための支援につながる取り組みを推進していきます。

（４）認知症の方に優しい町づくり

高齢化の進行に伴い認知症患者数は増え続け、令和７年（２０２５年）には６５歳以上の５人に１人が認知症を発症すると推計されており、軽度認知障害（MCI：Mild Cognitive Impairment）と合わせると４人に１人は認知症または予備軍と言われています。在宅介護実態調査によると、要介護４以上では認知症を抱えている方が半数以上となっています。

町ではキャラバンメイトの養成やサポーターの育成に力を入れており、小中学校でも毎年サポーター養成を行っています。

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう認知症の方や家族の視点を重視しながら普及啓発に加え、予防（認知症にならないことではなく、認知症になるのを遅らせる、進行を緩やかにする意味）や若年性認知症の方の支援、認知症の方の社会参加の促進も図りながら地域全体で認知症の人やその家族を見守り、支えるネットワークを構築するために取り組んでいきます。

（５）災害や感染症に備える体制や地域の絆づくり

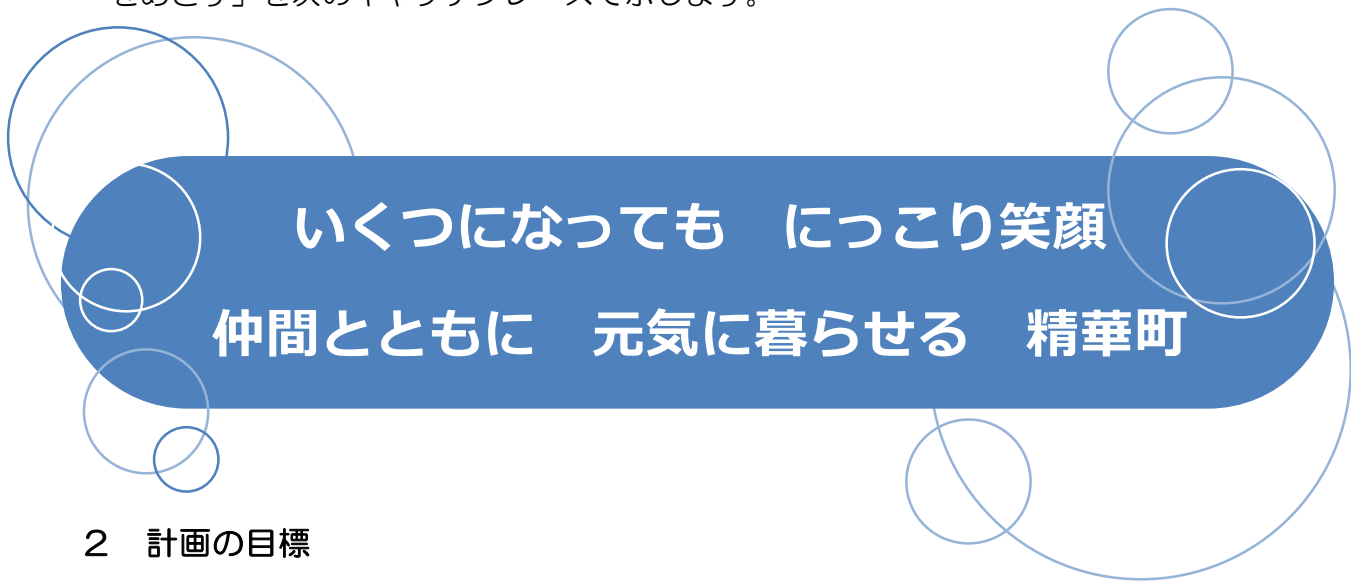
近年、地震や豪雨などの災害が各地で多発しており、高齢者においては、災害への備えが一層重要となっています。町では、災害時に支援につなげる必要のある要介護高齢者など要援護者の把握に努めているほか、災害時には地域での協力が欠かせないことから、平時から包括支援センターとも連携し、ケアマネジャーや民生児童委員等と高齢者の見守り活動を通じ地域での顔の見える関係づくりをすすめています。さらに防災意識を醸成するための取り組みを進めること、災害時においても助け合える関係に繋がるよう通いの場等の地域活動の充実に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染の拡大時においては、活動自粛によって身体機能の低下などのリスクが高まっています。このような感染症の流行時には、感染症対策を徹底しつつ必要なサービスの継続的な提供や居宅においても健康づくりや介護予防の取り組みをするための情報提供や支援をしていきます。

第3章 基本理念と計画の目標

1 基本理念

精華町の高齢福祉に係る基本理念「高齢者が安心して生き生きと自立して暮らせるまちをめざす」を次のキャッチフレーズで示します。



**いくつになっても にっこり笑顔
仲間とともに 元気に暮らせる 精華町**

2 計画の目標

基本理念のもと、地域の住民や多様な主体が参画し、世代や分野を越えつなげる地域共生社会の実現に向け、また、地域共生社会を土台とした地域包括ケアシステムが構築されたまちの姿として、この計画の目標を2つ設定し、高齢者の幸福度の向上、健康寿命の延伸等を目指します。

いくつになっても元気に暮らせる！

誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち

人生を通じて培ってきた知識や経験、技術を生かして、自分らしく活躍し、元気に暮らせるまちをめざします。

いくつになっても仲間とともに！

介護等が必要になったときの安心があるまち

家族や近所の人、友人、子どもから高齢の人まで、仲間とともによろこびあい、支えあって、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるまちをめざします。

3 施策体系

施策の柱

施策領域と施策目標

その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策	(1) 健康づくり・介護予防の充実
	施策目標 ▶ 住民が「自分の健康は自分でつくる」という意識を持って、健康づくりや介護予防に取り組んでいる
	(2) 高齢期の社会参画機会の拡充
	施策目標 ▶ 高齢の人が、いきいきと社会参画している
	(3) 地域福祉の充実
	施策目標 ▶ 地域福祉の活動に住民が積極的に参画している
	(4) 権利擁護対策等の推進
	施策目標 ▶ 高齢の人の生命、財産、生活に係る権利が守られている
介護等が必要になったときの安心をつくる施策	(5) 生活支援体制等の充実
	施策目標 ▶ 多様な主体が住民の生活支援に携わっている
	(6) やさしいまちづくりの推進
	施策目標 ▶ 安心して生活できるユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいる
	(7) 災害や感染症に係る体制整備
	施策目標 ▶ 非常時においても自分や家族等の安全を確保し、安心して過ごせる
	(1) 在宅医療・介護連携の推進
介護等が必要になったときの安心をつくる施策	施策目標 ▶ 安心して介護サービスが利用でき、その人らしい最期を迎えることができるまちとなっている
	(2) 地域包括支援センターの運営強化
	施策目標 ▶ 地域包括支援センターが十分に、住民の介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートしている
	(3) 認知症対策の充実
	施策目標 ▶ 認知症についての地域の理解が進み、自分らしく暮らすことができる
	(4) 家族介護支援の推進
介護等が必要になったときの安心をつくる施策	施策目標 ▶ 介護が必要な人とともに暮らす家族が、安心して介護をすることができる
	(5) 介護保険事業の適正運営
	施策目標 ▶ 介護保険事業が適正に運営され、住民が安心して介護保険サービスを利用できる
介護等が必要になったときの安心をつくる施策	(6) 介護人材の確保
	施策目標 ▶ 介護人材確保のための啓発及び人材育成支援がされている

第4章 精華町の高齢福祉施策の内容

1 その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策

(1) 健康づくり・介護予防の充実

健康づくり運動を進め、生活習慣病の予防と介護予防を推進します。

また、寝たきり等の要介護状態になったり、要介護状態のさらなる進行をできるだけ防ぐため、保健・医療・福祉の連携のもとで個別の状況に応じた適切な介護予防事業・サービス、リハビリテーションの提供体制をつくることで重度化防止に努めます。

施策	概要
健康づくりの推進	・「精華町健康増進計画」や「せいか365」（注1）に基づき、健康づくりや生活習慣病予防、介護予防を推進し、健康寿命の延伸をめざします。
介護予防の充実	・ふれあいサロン等住民主体の活動の機会にあわせ、保健師等の専門職も関与し、「シニアのための健康づくり講座」等介護予防等の普及を行うとともに、介護予防活動の担い手の育成等の支援を行います。 ・健康づくり・介護予防サポーター（注2）を中心に、住民主体での体操の居場所の拡大と普及啓発に取り組みます。 ・保健事業と介護予防について、一体的に実施し、健診情報を活用した支援や地域の通いの場を活用したフレイル（注3）予防の啓発に取り組みます。 ・一般介護予防評価事業により、通いの場の参加者データ等を活用し、介護予防効果の評価、アセスメントにより、効果的な活動につなげるための支援を行います。
介護予防ケアマネジメントの提供体制の推進	・要支援者に対する適切な介護予防ケアマネジメントの提供により、要支援状態からの自立促進・重度化の予防に取り組みます。
リハビリテーション提供体制の強化	・寝たきり防止のために、発症早期（急性期）と回復期・維持期のリハビリテーションの提供体制の強化に取り組みます。

せいか365（注1）

～健康づくり運動を町全体へ～

精華町のみんなが笑顔でつながり みんなが支えあい みんなが元気になり
健やかで元気に満ちた地域づくりを目指した運動です。



健康づくり・介護予防サポーター（注2）

地域で健康づくりの啓発や活動を行うサポーターです。

「住民主体の体操の居場所づくり」や「体力測定」を行います。



フレイル（注3）

気力・体力等の低下により、心身が虚弱になった状態のこと。

（２）高齢期の社会参画機会の拡充

高齢者が、誰もが人生を通じて培った自らの経験や知識、知恵を生かして、地域社会の中でますます活躍し、社会参加ができるよう、さまざまな場や機会の提供を行います。

施策	概要
働く場と機会づくりの促進	・シルバー人材センター等の活動と協調しながら、働く場や社会参加等の機会づくりを促進します。 ・町内に立地している企業や雇用主に対して、国や京都府、関係機関等による高齢者の雇用に関する支援策等について情報提供を行います。
趣味・社会貢献活動等の促進	・老人クラブ等の活動が会員の減少や高齢化を踏まえ、魅力ある活動となるよう支援します。 ・趣味活動や自主活動サークル等への参加を促すために、情報提供や場、機会づくりを行います。 ・精華町社会福祉協議会と連携し、ボランティアやNPO法人の活動等を支援します。 ・精華寿大学（注）等生涯学習施策等との連携のもとで、生涯学習・スポーツ等に親しめるよう図ります。 ・高齢者が働いているときから地域の社会活動を知る機会を得るため、先進事例を参考に、高齢者が興味を持つことができる講座の開発を進めます。

精華寿大学

精華町教育委員会生涯学習課が実施している、町内在住で60歳以上の人を対象にした講座。講演や見学会等を年間に7回程度開催。
熱中症対策、健康体操等、日常生活で役立つテーマを積極的に扱っています。
6回以上出席した人には寿大学の修了証を渡しています。



（３）地域福祉の充実

「第３次精華町地域福祉計画」に基づき、地域福祉活動への住民参加をさらに進め、地域共生社会の実現に向けたまちづくりを進めます。

施策	概要
高齢期に関する住民の相互理解の向上	・世代間交流、同世代交流を促進し、「高齢期」と「加齢に伴う生活のしづらさ」等について相互理解を深めます。
高齢福祉ボランティアの養成・確保	・精華町ボランティアセンターを拠点として、地域の高齢福祉ボランティアの養成・確保を図るとともに、ボランティア活動に係る情報発信、交流等を行います。
身近な居場所・活動拠点づくりの促進	・高齢の人だけでなく、障害のある人とその家族、介助・介護者等の様々な生活のしづらさがある人が地域で孤立することのないよう、総合的な相談支援の体制づくり、身近な居場所づくりを進めます。 ・身近な民家の活用、小中学校の空き教室活用により、常設型の身近な居場所を支援します。
地域生活での安心サポートの充実	・緊急通報装置の設置等の緊急連絡時の体制整備に取り組みます。 ・絆ネットコーディネーター（注１）、民生委員・児童委員の活動や地域住民、まちの福祉サポート店（注２）との連携を図り、企業との協定を活用しながら、昼間独居を含む高齢者のみの世帯等への地域の見守り活動等を促進します。 ・避難行動要支援者の支援を充実させます。 ・地域共生型社会の実現に向けた支援体制の構築の促進
生活安全に係る普及啓発	・警察と連携し、交通安全、防犯・防災や特殊詐欺被害防止等について、関係機関・団体と連携し、高齢の人を中心とした地域住民への知識普及や意識啓発を行います。

絆ネットコーディネーター（注１）

高齢者、障害のある人、児童、生活支援や見守り等の配慮を要する人と、地域で活動している各種団体とをつなぎ、地域の課題を横断的に調整する役割を担っています。一般的に、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）といいます。

まちの福祉サポート店（注２）

高齢や障害、認知症等の理由により買い物等の日常生活にお困りの方を支援し、その生活を守るために、商店や事業所等を「まちの福祉サポート店」として登録しています。



まちの福祉サポート店の目印



（４）権利擁護対策等の推進

高齢者の基本的人権が損なわれることがないように、高齢者虐待の予防と対策を充実するとともに、判断能力が十分でなくなった場合にも権利や財産を守るための成年後見制度の利用を促進するなど、高齢者の権利擁護対策の充実を図ります。

施策	概要
高齢者虐待の予防と対策	・ 高齢者虐待の未然防止、早期発見につながるよう虐待に関する知識の普及に努めるとともに、虐待対策ネットワークを構築し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。 ・ 虐待の対応にあたっては、虐待の被害者、加害者双方の心身のケアにあたりながら、家族の生活環境全体へのアプローチを行います。
成年後見制度等の利用支援	・ 成年後見制度の審判申立制度（町長申立て）や利用支援事業（助成制度）、社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の周知と利用促進を図り、権利擁護に努めます。 ・ 市民後見人の育成・確保について精華町権利擁護・成年後見センター（注）の他、関係機関とともに進めます。 ・ 身近に相談できる窓口の啓発を図ります。
消費者被害の予防と対策	・ 民生委員・児童委員や老人クラブ等の関係機関・団体との連携を図りながら啓発、注意喚起を行います。 ・ 消費者被害を受けた人を救済するために、消費生活センターでの相談や警察等との連携をしながら、消費者問題の解決や被害の拡大防止に努めます。

精華町権利擁護・成年後見センター

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な方の権利を守り、成年後見制度やその他の制度の利用ができる仕組みづくりを目的に、令和元年（2019年）7月1日に開設されました。精華町権利擁護・成年後見センターは、精華町とともに、成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用のための中核機関としての機能を担います。

（５）生活支援体制等の充実

生活支援コーディネーターとの連携や協議体（話しあいの場）の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進します。

施策	概要
介護予防・生活支援サービス事業の充実	
訪問型サービス	・ 要支援１・２の認定を受けた方や事業対象者が自立した生活をするために、訪問介護員やボランティア等が、掃除、洗濯、買い物等の生活支援を行います。
通所型サービス	・ 通所介護施設やＮＰＯ法人・住民団体による介護予防の居場所の取り組みやアクティブ・プラス（短期集中介護予防サービス）に取り組みます。
通いの場の充実	・ 高齢者ふれあいサロンや体操の居場所の活動支援に取り組みます。 ・ 生活支援コーディネーター（注）と連携し、地域の居場所づくりや介護予防活動を行う健康づくり・介護予防サポーター（すてき 65 メイト）を養成します。
生活支援サービスの充実	・ 総合事業の充実を目指し、生活支援コーディネーターを中心に地域の住民、民間企業、行政が連携し、居場所、生活支援、見守りの創出に取り組んでいきます。 ・ 住民主体の活動、地縁組織、シルバー人材センター、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業等の多様な主体による様々な生活支援サービスの提供体制を促進します。 ・ 互助を基本とした生活支援サービスの充実に向け、生活支援コーディネーターや協議体等を設置し、多様な生活支援の取り組みについて検討します。 ・ 地域団体による総合事業や地域共生社会の考え方等、共助による福祉環境の充実が求められる中、高齢者自身も福祉の担い手として活躍できる環境整備を進めます。

生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、住民等で構成する協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役です。

(6) やさしいまちづくりの推進

高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢期に対応した住まいづくりを促進するとともに、公共公益的施設のバリアフリー化、道路・公園の整備、移動の円滑化等、福祉のまちづくりを推進します。

施策	概要
高齢期に対応した 住まいづくりの促進	・住宅のバリアフリー化や高齢の人を対象とした住宅等（サービス付き高齢者住宅等）に関する情報提供を行い、高齢になっても安心して住める住宅整備を行います。
移動のしやすさの 確保	・コミュニティバス「精華くるりんバス」の継続、活用の促進を担当部局と連携に努めます。 ・買い物支援等外出の機会の充実に向け、民間事業者やNPO等などの団体等と連携し、環境整備に努めます。
公共公益的施設の バリアフリー化の促進	・公共施設、道路、公園等の整備にあたっては、「京都府福祉のまちづくり条例」「精華町やさしいまちづくり指針」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方等を踏まえた設計とします。

（７）災害や感染症に係る体制整備

通いの場等の地域活動を充実し、災害時においても助け合える顔の見える関係づくりを支援します。また、感染症の流行時においても必要なサービスを継続的に提供できるよう、健康づくりや介護予防の取り組みをするための情報提供や支援を行います。

施策	概要
平時からの見守り活動の促進	・地域の見守り活動や高齢者いきいきサロンや体操の居場所など地域の支え合いの活動の支援に取り組みます。 ・地域住民、民生委員、ボランティア等と連携し、見守り活動の促進を図ります。
災害時要配慮者（注）の支援体制の促進	・介護保険事業者、民生委員、ボランティアが連携し、災害時避難支援の必要な方の把握に努める。 ・災害時避難支援の必要な方は、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターと本人同意による避難支援プランの作成ができるよう取り組みます。
感染症予防のための啓発と環境整備の取り組み促進	・高齢者の重症化につながる感染症の予防策について、啓発を図ります。 ・介護サービス事業者や介護入所施設に対し、感染症についての研修会等により、事業所の感染症対策につながる環境整備に努め、感染症流行期においても、介護サービスの供給が保たれるよう支援します。
感染症流行期の健康づくり・介護予防	・在宅においても、活動自粛下でもフレイル予防等の取り組みができるような媒体を活用し、心身の機能低下の予防に努めます。



災害時要配慮者

高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時に必要な情報を把握したり一人で避難することが難しい人のこと。

2 介護が必要になったときの安心をつくる施策

(1) 在宅医療・介護連携の推進

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・福祉の一層の連携を進めるとともに、地域包括支援センター、生活支援サービスや介護サービス、在宅医療等を充実させます。

また、近隣自治体や京都府等との連携・協力により、在宅医療・介護の連携、緩和ケアの充実等を図ります。

施策	概要
居宅サービスの充実	・事業者間での適切な競争と有効な連携により、サービスの確保と質の向上を図ります。 ・必要な居宅サービスの充実を図り、安心して在宅生活が送れるよう環境整備を行います。
介護保険施設サービス等の確保・活用	・介護予防サービスや居住サービス、地域福祉の取り組みとの連携のもとで施設サービスの最大活用を図ります。
地域密着型サービスの充実	・可能な限り居宅や住み慣れた地域で必要な介護サービスを受けられるように、地域密着型サービスを充実させます。
在宅医療・介護連携の推進	・地域における医療・介護の関係者が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるよう促進します。 ・効率的で質の高い医療提供体制・在宅医療・介護の充実等が一体的に行われるよう、医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設けます。
看取りに関する知識普及と意識啓発の推進	・自分自身の終末期や家族の看取りに関する知識普及と意識啓発に取り組み、ACP（人生会議）（注1）の活用を促進します。 ・精華町社会福祉協議会や京都府、関係機関等との連携を図り、エンディングノート（注2）等を活用し、知識普及と意識啓発を推進します。 ・看取り期や看取り後の家族介護者等をケアするグリーフ・ケア（注3）等の普及啓発に取り組みます。
多職種協働による看取り期のケア体制づくりの促進	・地区医師会、介護保険事業所、医療機関等の協力のもと、在宅・病院・施設等での個々人の状況に応じた質の高い看取りが実現できるよう、在宅医療・介護の連携、多職種協働等を促進します。

ACP（人生会議）（注1）

もしものときのために、自らが大切にしていることや希望する人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族等の信頼できる人や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のこと。

エンディングノート（注2）

人生の終盤に起こりうる万が一の事態に備えて、治療や介護等についての自分の

希望や家族への伝言、連絡すべき知人のリスト等を記しておくノートのこと。

グリーフ・ケア（注3）

大切な人を亡くし、大きな悲嘆（グリーフ）に暮れている人に対して、その悲しみから立ち直れるようそばにいて支援することです。

（２）地域包括支援センターの運営強化

支援が必要な高齢者が必要な支援につながるよう、個々の状況を把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の相談支援や、虐待防止等の権利擁護を図るとともに、関係施設の医療職・介護職との連携の充実を図ります。

施策	概要
地域包括支援センターの機能充実	・様々な相談内容に対応し、かつ適切にこたえられるよう自己評価表の記入を行う等各職員のスキルアップを図ります。 ・町、関係医療等との多職種協働によるケアマネジメントの支援や地域のネットワーク構築等に努めます。 ・地域包括支援センターが適正に運営できているかPDCA（注）に基づき評価を行います。 ・さらなる高齢化を見据え、地域包括支援センターの体制強化を図ります。
地域ケア会議の充実	・町と事業所、社会福祉法人やNPO法人、地域団体等、多様な主体と連携し、高齢者を支える環境について検討する等、地域ケア会議の充実を図ります。



どのような過程で回すことが効率よく、業務を行えるかという理論のことをいう。
Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）の頭文字を取ってPDCAサイクルという。

（３）認知症対策の充実

認知症についての正しい知識の普及啓発等を推進し、認知症の方やその家族等が安心して暮らし続けられるまちをめざします。

また、身近な地域において運動不足の改善や生活習慣病の予防の活動を促進し、認知症予防に取り組みます。

施策	概要
普及啓発・本人発信支援	・認知症ケアパス（注１）等を活用し、認知症の正しい知識や予防方法等について、認知症地域支援推進員を中心に知識普及と意識啓発を推進します。 ・認知症サポーターの養成を精華町キャラバン・メイト連絡会と共に推進します。 ・町内すべての小中学校で認知症サポーター養成講座を実施します。 ・認知症の人が希望や必要としていること等を語り合う、「本人ミーティング」の場をつくること、当事者同士による相談活動（ピアサポーターによる支援）を推進します。
認知症の予防に関する取り組みの促進	・運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加や役割の保持につながる地域の通いの場の拡充を図ります。 ・地域回想法（注２）リーダー（つなぎ隊）を養成し、高齢者ふれあいサロン等での地域回想法の実施に取り組みます。
医療・ケア・介護サービス・介護者への支援の促進	・かかりつけ医や、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等と連携して認知症の早期発見・早期対応に努めます。 ・認知症初期集中支援チームによる、本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行います。
認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援の強化	・認知症の方に対しては、地域包括支援センターを中心に、地域、サービス事業者、行政が連携して、できるだけ住みやすい地域で生活できるように支援します。 ・行方不明者ＳＯＳネットワークの構築のため、関係機関や団体等と調整を図ります。 ・若年性認知症の方の、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を京都府等と連携をもちながら総合的に講じていきます。

認知症ケアパス（注１）

自分や家族、身近な人が認知症になった場合の対応方法や認知症の症状の進行にあわせて、町内で利用できるサービスや相談先や医療機関等の連絡先を具体的に記載しています。

地域回想法（注２）

昔を思い出し語り合う認知症予防のアプローチ法である回想法を通じて、地域の

繋がりを作っていくこと。

（４）家族介護支援の推進

家庭で家族の介護を行っている人が、今後も安心して介護をすることができるよう、介護の肉体的・精神的負担の軽減、孤立防止等の取り組みを進めます。

施策	概要
家族介護支援の推進	・介護者リフレッシュ事業として、介護からの心身のリフレッシュ支援、介護者家族会との意見交換、介護者相互の交流会の開催、介護方法や介護予防・健康づくり等に係る教室の開催を行います。 ・認知症の方の介護者に対する支援を充実させます。 ・「介護マーク」（注）を啓発し、介護しやすい環境をめざします。 ・精華町介護者家族の会等の活動支援を行います。

介護マーク

介護者が外見では介護していることが分かりにくいような場面において、誤解や偏見を持たれないよう、介護中であることをわかるようにするためのマーク。



（５）介護保険事業の適正運営

住民が安心して介護保険サービスを利用できるよう、要介護認定や介護給付の適正確保、介護保険サービス提供事業者の評価等、介護保険事業の適正な運営を図ります。

施策	概要
介護保険制度・サービスに係る情報の提供	・住民が適切なサービスを利用ができるように、介護保険制度の周知に取り組みます。 ・高齢福祉サービスのわかりやすさ、利用しやすさの向上に努めます。
要介護認定・介護給付の適正の確保	・要介護認定が公平・適正に行われるよう認定調査にあたる町職員や介護支援専門員の資質向上を図ります。 ・介護保険認定審査会は、町単独で設置とし、円滑な認定審査の運営を図ります。 ・限られた財源の中で、適切かつ良質なサービスの提供を行うため、国や京都府とも連携し、介護保険料の確実な徴収、不必要な給付の防止、効率・効果的なサービス利用の推進等、介護給付の適正維持に努めます。
低所得者の経済的負担の軽減	・介護保険料の低所得者対策を継続して実施します。 ・低所得者に対して、経済的な負担によりサービスの利用が抑制されないよう、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度等の適切な利用を促進します。
介護保険サービスの質の向上	・提供される介護保険サービスの内容について、精華町による監督、利用者評価や第三者評価等を行い、その質の向上を図るとともに、住民が介護保険サービスを選択するときに、その評価を活用できるようにします。 ・住民からの苦情を受けた場合等、係る介護保険サービス提供事業者に対して、迅速かつ適切な改善策を講じるように指導します。 ・介護保険事業そのものに関する苦情について、関係機関の指導・助言を得ながら、保険者責任において解決に努めます。

（６）介護人材の確保・業務効率化

研修受講就労に係る助成金支給事業や介護人材の処遇改善、各種制度の広報を図ることで、町民の介護や介護の仕事に対する理解、周知啓発を図り、多様な人材の確保・育成に務めます。

また、指定申請事務等について、ペーパーレス化等を進め、介護現場の事務負担の軽減を図ります。

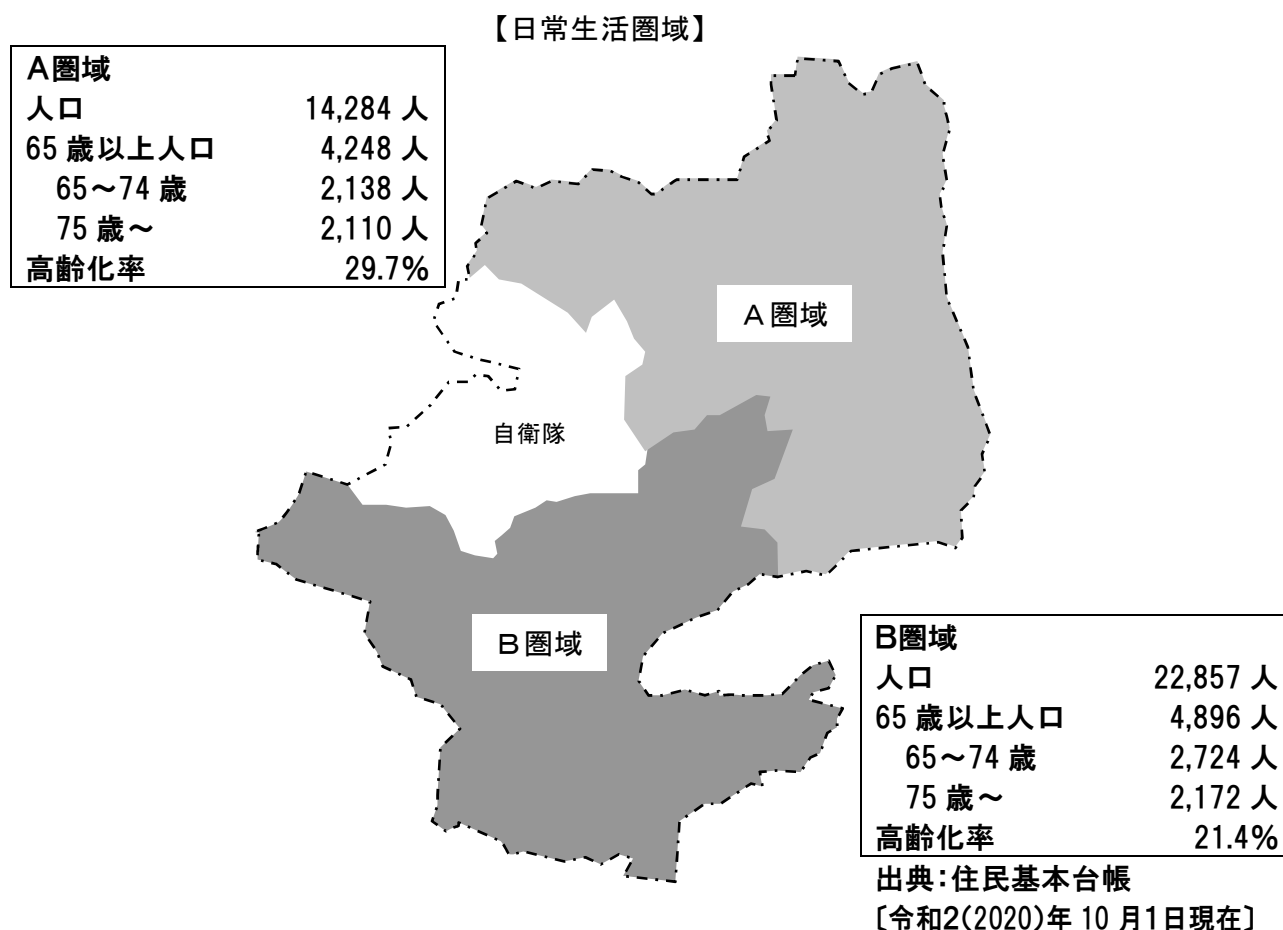
施策	概要
福祉・介護サービス 従事者の確保・育成	・介護サービス従事者の確保や研修等を充実させ、資格取得の支援を行います。 ・元気高齢者等が総合事業の介護現場で活躍できるための、研修や支援を行います。
生活支援等の担い手の 確保	・生活支援コーディネーターや協議体を中心となり、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて住民が支え合う地域づくりを進めます。
各種制度の周知	・京都府が実施している「きょうと福祉人材育成認証制度」等各種制度の周知を図ります。 ・介護人材の就労支援情報や介護ロボット導入等ＩＣＴの活用につながる情報提供を行います。
介護現場における 業務の効率化	・文書についての簡素化、標準化を図り、業務の負担軽減を図ります。 ・各種申請書様式について、ダウンロードできるように、ホームページに掲載します。

第5章 介護保険サービス（第8期介護保険事業計画）

1 日常生活圏域の設定

精華町では、都市基盤の整備状況や地区と地区とが隣接していることによる地域間の結びつきがあること（大規模開発地域と既存集落とが隣接している）、それぞれの区域に核となる介護サービス提供施設が存在していること、この核となる施設が中心となって地域密着型サービスの提供・整備が可能であること等を勘案し、次図の通り、「A圏域（精北・川西小学校区）」と「B圏域（精華台・山田荘・東光小学校区）」を設定します。

地域包括ケアシステムは日常生活圏域での構築を基本としつつ、施設整備、日常生活の支援や見守り活動等取り組みに応じた圏域を全町や小学校区、自治会等設定します。



	A 圏域	B 圏域
圏域概況	・「旧川西村地域」に属し、本町の中心部である祝園駅周辺地区、北の玄関である下狛駅周辺地区があり、古くからの旧市街地と昭和 40～50 年代にかけてのミニ開発地域及び木津川左岸の既存集落が点在している地区です。 ・近年本地区は、人口の推移も横ばいから減少傾向を示しており、高齢化率も高くなってきています。	・学研都市開発区域の中心地と既存集落である「旧山田荘村地域」で構成されます。 ・学研都市開発区域において、2040 年までに高齢化人口が急速に増加する見込みです。
施設等の整備状況	・精華町北部地域包括支援センター（高齢者総合福祉施設神の園）があります。 ・本町内の介護サービスのうち、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護等のサービスが存在している地区であり、社会福祉法人高齢者総合施設神の園等があります。	・精華町南部地域包括支援センター（精華町社会福祉協議会）があります。 ・本町内の介護サービスのうち、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム 2 ユニット）等のサービスが存在している地区であり、精華町社会福祉協議会、社会福祉法人芳梅会、医療法人社団医聖会等があります。

※介護保険法では「日常生活圏域」を、「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案し、地域の特性に応じて定める区域」をいい、その「日常生活圏域」ごとに、地域密着型サービスの種類・供給量を規定することとしています。

2 居宅サービス／介護予防居宅サービス

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問して介護や家事の援助を行います。

現状と課題	事業所数	6 か所
	第7期計画を踏まえた利用概況	・ニーズが拡大するなか、近隣市町村にある事業所の利用を含め、サービスの提供が行われていますが、ホームヘルパーの人材確保が課題となっています。 ・訪問介護として求められるサービスの内容が個別化、多様化しています。 [介護予防] ・総合事業の多様なサービスの創出が必要です。
今後の方向	・ニーズに対応したサービス提供の維持 ・新規事業者の参入促進、確保を行うための方策の検討 ・ニーズの多様化に対応できる体制の整備 ・サービスの質の確保、向上 ・ホームヘルパーの積極的な育成、支援	

(2) 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護を行います。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第7期計画を踏まえた利用概況	・近隣市町村にある事業所の利用も含め、必要なサービスの提供が保たれています。 ・相楽地域全域を対象とする事業所であり、1 か所によるサービス提供には限りがあります。 [介護予防] ・必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ニーズに対応したサービス提供の維持 ・サービスの質の確保、向上	

(3) 訪問看護

看護師等が家庭を訪問して看護を行います。

現状と課題	事業所数	・ 5 か所
	第 7 期計画を踏まえた利用概況	・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 〔介護予防〕 ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ ニーズに対応したサービス提供の維持 ・ 圏域としてのサービス提供基盤の強化 ・ サービスの質の確保、向上	

(4) 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が、家庭を訪問してリハビリテーションを行います。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第 7 期計画を踏まえた利用概況	・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 〔介護予防〕 ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ ニーズに対応したサービス提供の維持 ・ サービスの質の確保、向上	

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

現状と課題	第 7 期計画を踏まえた利用概況	・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 〔介護予防〕 ・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ ニーズに対応したサービス提供の維持 ・ サービスの質の確保、向上	

（６）通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練等を行います。

現状と課題	事業所数	・ 6 か所
	第 7 期計画を踏まえた利用概況	・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 〔介護予防〕 ・ 総合事業の多様なサービスの創出が必要となっています。
今後の方向	・ ニーズに対応したサービス提供の維持 ・ 新規事業者の参入促進、確保 ・ サービスの質の確保、向上	

（７）通所リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が、施設においてリハビリテーションを行います。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第 7 期計画を踏まえた利用概況	・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 〔介護予防〕 ・ 総合事業の通所型サービスとの利用の整理を図ります。
今後の方向	・ ニーズに対応したサービス提供の維持 ・ サービスの質の確保、向上	

（８）短期入所生活介護

介護を必要とする人に、介護施設での短期間の滞在と日常生活上の介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第 7 期計画を踏まえた利用概況	・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 〔介護予防〕 ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ 近隣市町村との連携による、適切で有効なサービスの提供 ・ サービスの質の確保、向上	

（９）短期入所療養介護

介護を必要とする人に、介護施設での短期間の滞在と医療ケア、日常生活上の介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第 7 期計画を踏まえた利用概況	・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ 近隣市町村との連携による、適切で有効なサービスの提供 ・ サービスの質の確保、向上	

（10）特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス等）

有料老人ホーム等において提供されている介護等も介護保険の対象とします。

現状と課題	事業所数	・ 2 か所
	第 7 期計画を踏まえた利用概況	・ 近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ 近隣市町村との連携による、適切で有効なサービスの提供	

（11）福祉用具貸与

車いすやベッド等の福祉用具を貸与します。

現状と課題	第 7 期計画を踏まえた利用概況	・ 必要なサービスの提供が保たれています。 ・ 電動ベッド、車いす等の利用が多くを占めています。 〔介護予防〕 ・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ ニーズに対応したサービス提供の維持 ・ 福祉用具の適正貸与 ・ 事業者指導体制の充実による悪質取引の防止	

(12) 特定福祉用具販売

入浴や排せつ等貸与になじまない福祉用具について購入費を支給します。

現状と課題	第7期計画 を踏まえた 利用概況	・必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ニーズに対応したサービス提供の維持 ・事業者指導体制の充実	

3 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護を24時間体制で提供します。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第7期計画を踏まえた利用概況	・ 町内には指定事業所はなく、町外での利用となっています。
今後の方向	・ 必要性を勘案した上での提供体制の確保の検討	

(2) 夜間対応型訪問介護

在宅の場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制をつくるため、定期巡回と通報による随時訪問を合わせて行います。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第7期計画を踏まえた利用概況	・ 町内には指定事業所はなく、実績がありません。
今後の方向	・ 必要性を勘案した上での提供体制の確保の検討	

(3) 認知症対応型通所介護

認知症の方が安心してデイサービスを受けられるよう、認知症の特性や状況に合わせたデイサービスを提供します。

現状と課題	事業所数（圏域）	・ 1 か所（B圏域）
	第7期計画を踏まえた利用概況	・ 必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ ニーズに対応したサービス提供の維持 ・ サービスの質の確保、向上	

（４）小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の状態や希望に応じた「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを随時提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるように支援します。

現状と課題	事業所数（圏域）	・ 2 か所（A・B圏域）
	第7期計画を踏まえた利用概況	・ 待機者があり、増設の必要があります。
今後の方向	・ サービスの質及び量の確保、向上	

（５）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方に入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上のケア、機能訓練等を、共同生活を通じて提供します。

現状と課題	事業所数（圏域）	・ 1 か所（B圏域）
	第7期計画を踏まえた利用概況	・ サービス提供量の増加が必要であり、増設の必要があります。
今後の方向	・ サービスの質及び量の確保、向上	

（６）地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な特定施設（介護専用型特定施設）の入居者への生活介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第7期計画を踏まえた利用概況	・ 町内に指定事業所はなく、実績がありません。
今後の方向	・ 必要性を勘案した上での提供体制の確保の検討	

（７）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な特定施設（特別養護老人ホーム）の入居者への生活介護を提供します。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第7期計画を踏まえた利用概況	・ 未整備であり、実績がありません。
今後の方向	・ 必要性を勘案した上での提供体制の確保の検討	

（８）看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせる等、ニーズに応じた柔軟なケアを提供します。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第7期計画を踏まえた利用概況	・ 未整備であり、実績がありません。
今後の方向	・ 必要性を勘案した上での提供体制の確保の検討	

（９）地域密着型通所介護

定員18人以下のデイサービスセンター等で、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行います。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第7期計画を踏まえた利用概況	・ 町内に事業所はありませんが、町外事業所指定で提供が保たれています。
今後の方向	・ 必要性を勘案した上での提供体制の確保の検討	

■ サービス利用定員（町内事業所分）

（人）

	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
認知症対応型共同生活介護(2か所3ユニット) (1ユニット定員9人)	18	18	36
小規模多機能型居宅介護(2か所)	58	58	87
認知症対応型通所介護 (1か所週5日1日定員 12 人)	35	35	35

4 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修について、その費用を支給します。

現状と課題	第7期計画を踏まえた利用概況	・在宅生活上必要な改修であるため、利用は増加しています。
今後の方向	・サービス内容や適切な利用の仕方についての住民周知 ・利用者個別の状況に応じた改修を提案する力の向上 ・事業者指導体制の充実 ・事業者の把握と適切な指導	

5 居宅介護支援／介護予防支援

地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の連携のもとで、利用者の自立支援を目指しケアプランの作成を行います。

現状と課題	事業所数	・介護7か所 ・介護予防2か所
	第7期計画を踏まえた利用概況	・近隣市町村にある事業所の利用を含め、必要なサービスの提供が保たれています。 〔介護予防〕 ・必要なサービスの提供が保たれています。
今後の方向	・ケアプランに係る利用者理解の促進 ・ケアマネジャーの確保 ・新規事業者の参入促進・確保 ・精華町居宅介護支援事業者協議会（ケアマネジャー協議会）の活用等による、ケアマネジャーの資質の向上 ・地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との連携強化 ・不適切なケアプランを作成する事業者への厳正対処	

6 介護保険施設サービス

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

利用する要介護者に対し、ケアプランに基づいて入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上のケア、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。

現状と課題	事業所数	・山城南圏域 7 か所、うち町内 1 か所（A 圏域）
	第 7 期計画を踏まえた利用概況	・ 191 人が入所しており、61 人が入所待機となっています。
今後の方向	・サービスの質の確保、向上 ・介護予防の推進と在宅介護・地域福祉の充実による入所施設利用の適正化	

(2) 介護老人保健施設

病状が安定しており、病院での治療よりむしろ看護・介護やリハビリテーション等の生活面での援助が必要な場合に、在宅復帰をめざした介護、機能訓練、日常生活上のケア等を行います。

現状と課題	事業所数	・山城南圏域 2 か所、うち町内 1 か所（B 圏域）
	第 7 期計画を踏まえた利用概況	・ 144 人が入所しています。
今後の方向	・介護老人保健施設としての本来機能の確保 ・サービスの質の確保、向上 ・介護予防の推進と在宅介護・地域福祉の充実による入所施設利用の適正化	

(3) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終了し、病状が安定期にある要介護者の長期療養が目的の施設であり、療養上の管理、看護、医学的管理のもと、介護、機能訓練、日常生活上のケア等を行います。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第 7 期計画を踏まえた利用概況	・ 1 人が入所しています。 ・町内に施設はありませんが、町外で提供が保たれています。
今後の方向	・介護療養型医療施設から介護医療院への転換	

(4) 介護医療院

日常的な医療管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな施設です。

現状と課題	事業所数	・ 0 か所
	第7期計画を踏まえた利用概況	・ 町内に施設はありませんが、町外で提供が保たれています。
今後の方向	・ 必要性を勘案した上での提供体制の確保の検討	

7 その他の高齢者向け住宅

(1) サービス付き高齢者住宅

介護の必要性が低い高齢者向けの住宅で、安否確認・生活相談のみが施設側の義務としてあり、必要な介護サービスは自分で自由に選ぶことが出来る住居です。

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第7期計画を踏まえた利用概況	・ 町内1カ所や近隣も含め、需用は満たされています。
今後の方向	・ 今後の高齢者の増加を踏まえ、新規事業者の参入促進・確保は必要	

(2) 介護付き老人ホーム

現状と課題	事業所数	・ 1 か所
	第7期計画を踏まえた利用概況	・ 町内1カ所や近隣も含め、需用は満たされています。
今後の方向	・ 新設の計画はありません。 ・ 整備に際しては、京都府等と情報連携を行いながら検討する。	

■ サービス利用の計画

年度	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)
定員(人)	43	43	43
施設整備数(か所)	1	1	1

8 地域支援事業

■介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防ケアマネジメントに基づき、要支援者の自立を目指した訪問型サービス、通所型サービスの提供体制を整えます。

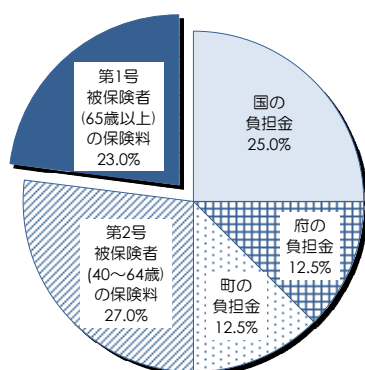
現状と課題	事業所数	訪問従前相当：4か所 訪問A型：1か所 通所従前相当：4か所 通所A型：4か所 通所B型：8か所 通所C型：1か所
	第7期計画を踏まえた利用概況	・通所型サービスは、住民主体のサービス等が充実してきており、需用は満たされています。 ・訪問型サービスの需要は増加しており、対応が必要です。
今後の方向	・多様なサービスへの利用につながるよう、適切な介護予防ケアマネジメントへ取り組みます。 ・訪問型サービスの不足があることより、生活支援スタッフの養成を計画的に行いサービス体制の強化を図ります。	

■サービス利用の実績と計画

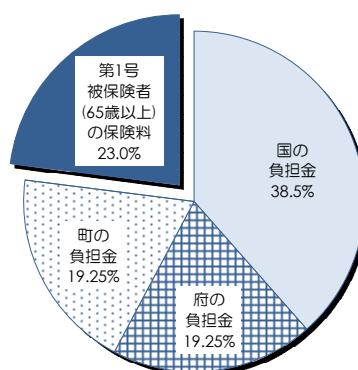
年度			計画			実績(見込み)
			平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	令和2 (2020)
介護予防・日常生活支援総合事業(延合計)			796	1321	1314	1078
訪問型サービス	延べ人数(人)		264	402	327	327
	従前相当サービス	延べ人数(人)	16	198	158	144
	緩和型サービス(A型)	延べ人数(人)	248	204	169	183
	住民主体サービス(B型)	団体数(箇所)	0	0	0	0
	短期集中サービス(C型)	延べ人数(人)	0	0	0	0
	移動支援(D型)	延べ人数(人)	0	0	0	0
通所型サービス	延べ人数(人)		532	919	987	751
	従前相当サービス	延べ人数(人)	312	469	402	318
	緩和型サービス(A型)	延べ人数(人)	148	371	493	405
	住民主体サービス(B型)	団体数(箇所)	4	5	7	8
	短期集中サービス(C型)	延べ人数(人)	68	74	85	20
その他生活支援サービス		延べ人数(人)	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント		延べ人数(人)	868	774	762	606

○地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



■一般介護予防事業

【介護予防普及啓発事業】

(1) 介護予防講座

シニアの方を対象に、介護予防に関わる情報提供や啓発を行います。具体的には、運動講座、音楽会を実施し、フレイル予防、生きがいづくり、認知症予防等の講話や実践指導等を行います。

現状と課題	・参加者が多く、ニーズの高い事業です。 ・現在、3か所の会場で広域的に開催しています。
今後の方向	・事業内容、回数等を検討し、さらなる充実に努めます。 ・介護予防の啓発に努め、地域ごと体操の居場所などの通いの場など、地域に根ざした介護予防につながるよう事業を展開していきます。

■実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
参加延人数(人) 【実施回数】	11 【16回】	1,090 【15回】	600 【10回】	1,000 【12回】	1,100 【13回】	1,200 【14回】	1,300 【15回】

※令和2年度は、コロナ禍のため事業縮小

■地域介護予防活動支援事業

(1) 通いの場等への介護予防講師派遣事業

地域の通いの場へ栄養士、歯科衛生士、保健師、運動指導員等の専門職が出向き、フレイル予防等の介護予防の話や実践を行います。

現状と課題	・高齢者ふれあいサロンに派遣していますが、ニーズは、横ばい状況です。
今後の方向	・体操の居場所等地域の通いの場にも講師派遣を行い、地域での介護予防活動の支援に努めます。 ・保健事業と介護予防の一体的な事業展開により、フレイル予防の啓発を行います。 ・通いの場の自主活動支援となるよう、事業展開をめざします。

■実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
参加延人数(人) 【か所】	717 (42)	906 (49)	400 (20)	950 (50)	1,100 (55)	1,200 (60)	1,200 (60)

※令和2年度は、コロナ禍のため事業縮小

(2) 健康づくり・介護予防サポーター（すてき65メイト）養成等事業

地域で主体的に介護予防に取り組むサポーターを養成します。また、サポーターは地域に出向き、体力測定による動機付けや効果判定や住民主体の体操の居場所の立ち上げ支援等を行います。

現状と課題	・サポーターが中心となり、体力測定や住民主体の体操の居場所づくりに取り組んでいます。
今後の方向	・今後も継続した養成を行うことで、担い手の発掘・育成に努めます。 ・介護予防サポーターの自主団体化をめざします。

■実績と計画

(人)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
養成実人数 【合計】	21 (78)	18 (96)	0 (96)	20 (116)	20 (136)	20 (156)	20 (196)

※令和2年度は、コロナ禍のため事業中止

（３）住民主体の体操の居場所づくり事業

介護予防サポーターを中心に、各地域で体操の居場所ができるよう備品貸出、体力測定による評価実施等を行い、立ち上げの支援をします。

現状と課題	・ サポーターが中心となり、住民主体の体操の居場所づくりが、広がっています。
今後の方向	・ 今後も各地域で体操の居場所ができるよう立ち上げ支援に努めます。 ・ 体操の居場所の周知強化を図り、多くの方に参加してもらえるよう啓発を行います。

■実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
実施か所数(か所) 【参加実人数】【人】	25 (400)	28 (515)	28 (550)	30 (550)	31 (600)	32 (650)	33 (700)

■包括的支援事業

【地域包括支援センター】

（１）地域包括支援センターの運営

現状と課題	・ 地域にあるさまざまな社会資源を用いて、高齢期の生活を総合的に支えていくための拠点として、地域包括支援センターを２か所設置しています。
今後の方向	・ 介護や支援が必要となった人が、安心して地域で生活できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを提供します。 ・ 事業の自己評価を行い、人材の育成、質の向上をめざします。 ・ 包括支援センターに長期・短期目標（数値目標）設定を義務付け、評価を行い、機能強化を図ります。 ・ 高齢者人口の増加に対応するため、高齢者相談機能の強化を図るため、ランチ等の設置を検討します。

■実績と計画

(か所)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
設置か所	2	2	2	2	2	3	3

※第１号保険者数 3,000 人～6,000 人に3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等）を配置

【認知症施策推進事業】

(1) 認知症サポーター養成

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り応援する認知症サポーターの養成を精華町キャラバン・メイト連絡会と共に推進します。

現状と課題	・自治会、企業、行政、学校等様々な団体に認知症サポーターの養成を行っています。
今後の方向	・認知症の方やその家族が安心して地域で生活できるよう、認知症サポーターの養成を継続して行います。 ・認知症サポーターの講師役となるキャラバン・メイトの養成等に、精華町キャラバン・メイト連絡会と連携して取り組みます。

■実績と計画

(人)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
サポーター延べ人数 (新規養成者数)	7,850 (912)	8,752 (902)	9,000 (248)	9,500 (500)	10,000 (500)	10,500 (500)	11,500
メイト延べ人数 (新規養成者数)	202 (22)	219 (17)	225 (6)	240 (15)	255 (15)	270 (15)	300

(2) 認知症カフェ

認知症予防事業と居場所づくりのための認知症カフェを行います。

現状と課題	・各地域で、認知症予防事業と居場所づくりのため認知症カフェを行っています。
今後の方向	・認知症の初期段階の気づきの場や居場所づくりの場として小学校単位での実施に継続して取り組みます。 ・介護者支援や若年性認知症支援につながる場づくりをすすめていきます。

■実績と計画

(か所)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
実施か所数	6	6	6	6	6	7	7

（３）認知症初期集中支援チーム設置事業

専門職（チーム員）が、認知症の心配のある方やその家族に早期に関わり、適切な介護サービスや医療へとつなげるような相談支援事業を行います。

現状と課題	・ 認知症の心配がある方や家族にチーム員が早期に関わり、介護サービスや医療へとつなげる取り組みをしています。
今後の方向	・ 気軽に事業を利用してもらえるよう普及啓発の強化を図ります。 ・ 認知症のケースから必要なサービスの検討、創出、施策化に努めます。

■実績と計画 (件)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
支援件数 (うち新規件数)	10 (7)	10 (7)	7 (5)	10 (7)	10 (7)	10 (7)	10 (7)
【累積件数】	【35】	【42】	【47】	【54】	【61】	【68】	【72】

（４）高齢者等SOSネットワーク等事業

高齢者等が行方不明になった時に、早期発見を目的に搜索協力者、団体、企業等にメールの配信を行い、搜索依頼を行うものです。また、事前登録者には「精華町安心SOSネットワークシール（QRコードシール）」の配布を行い身元確認に役立てます。

現状と課題	・ 事前登録及び搜索協力登録の啓発に取り組んでいます。
今後の方向	・ メール配信による搜索連携体制の充実に取り組みます。 ・ 事前登録者・搜索協力登録者及び搜索協力企業の増加をめざします。

■実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
事前登録者数(人) (うちシール配布数)(枚)	57 (30)	66 (38)	75 (45)	85 (55)	95 (65)	105 (75)	125 (85)
搜索協力者数(人) (うち搜索協力企業数)(か所)	180	190	200	210 (1)	220 (2)	230 (3)	250 (5)

(5) 安心見守り事業

認知症になっても地域で安心して暮らし続けられるよう、住民、企業、団体で連携しシンポジウムでの啓発や声かけ訓練を行い、やさしい地域づくりを目指します。

現状と課題	・企業・団体等とシンポジウムを開催し啓発に取り組んでいます。
今後の方向	・公共交通機関、企業、団体等ネットワークの拡充に努めます。 ・シンポジウムによる啓発や見守り声かけ訓練を行い、地域の見守り活動の充実を図ります。

■実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
シンポジウム開催 回数	1	1	1	1	1	1	1
見守り声かけ訓練 実施回数	-	-	-	1			1

(6) 精華町認知症ケアパス

認知症の経過や支援体制、接し方について等を掲載しており、認知症についての情報提供を行います。

現状と課題	・認知症の相談がある方に、地域包括支援センター等が情報提供を行っています。
今後の方向	・内容について見直し、情報の更新を行います。

(7) 認知症地域支援推進員の設置

認知症地域支援推進員を設置し、本町の認知症施策の充実を図ります。

現状と課題	・本町の認知症施策の現状把握、分析、目標設定を認知症地域支援推進員と町で協議します。
今後の方向	・認知症施策の充実に向け、継続して検討を行います。

■実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
推進員数	2	3	4	5	5	5	5

【在宅医療・介護連携推進事業】

（１）在宅医療・介護連携推進事業

誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアの推進に向け、医療・介護等、多職種との連携を図ります。

現状と課題	・相楽医師会へ「在宅医療・介護連携推進事業」を委託し、広域での医療介護情報の普及啓発や多職種連携の充実等に取り組みます。（WEB運営、多職種連携関連研修の開催等） ・居宅介護事業所等連絡協議会の他、山城南圏域での多職種連携、住民啓発に取り組みます。
今後の方向	・相楽医師会に「在宅医療・介護連携推進事業」を委託し、更なる在宅医療介護連携体制の強化に努めます。

【生活支援サービス体制整備事業】

（１）生活支援サービスの体制整備

生活支援コーディネーターを中心に話し合いの場（協議体）をもち、地域ニーズの把握、担い手の発掘・育成、地域資源の開発やそのネットワーク化を図ります。

現状と課題	・生活支援コーディネーターを中心に継続して話し合いの場を持ちます。
今後の方向	・住民懇談会を地区単位で開催し、住民主体の支え合いの取り組み啓発実践をめざします。 ・共生型社会を意識し、取り組みを進めます。

■実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
第1層生活支援コーディネーター配置数(か所)	1	1	1	1	1	1	1
第2層生活支援コーディネーター配置数(か所)	2	2	2	2	2	2	2
協議体回数(回)	—	—	0	1	2	3	5

【地域ケア会議推進事業】

(1) 地域ケア会議の開催

地域包括支援センターを中心に、個別地域ケア会議を開催し、情報の共有、ネットワークづくり、見守り体制の強化を図ります。また、個々のケースから見える地域課題を分析し施策化につなげます。

現状と課題	・ 地域包括支援センターを中心に、課題のあるケースを中心に専門職や住民等で個別地域ケア会議を開催します。
今後の方向	・ 地域ケア会議を開催し、個々のケース課題から地域課題を明確にし、施策化を図ります。

■実績と計画 (回)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和7 (2025)
北部地域包括支援センター 個別地域ケア会議回数	5	3	6	6	12	12	12
南部地域包括支援センター 個別地域ケア会議回数	3	4	6	6	12	12	12
地域ケア会議回数	0	0	0	1	2	2	2

9 特別給付

(1) 外出支援サービス

要介護2以上の認定を受け、かつ歩行が困難な人に対し、病気治療のための医療機関への通院、公的機関での手続き、相談等の外出に際し、専用自動車による移送のサービスを行います。

現状と課題	外出困難者の為に、移送サービスを提供しています。
今後の方向	・ 事業の継続により、対象者の自立した生活の支援に努めます。

■サービス利用の実績と計画 (人)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	平成7 (2025)
サービス量 (実利用者数/月)	7	7	10	10	11	11	12

10 介護給付適正化の推進

（１）要介護認定の適正化

要介護認定の調査において、介護の必要性を適切に調査できるよう、精度の高い認定調査に努めます。

現状と課題	・ 認定調査の内容を確認・点検しています。 ・ 認定調査員の研修会を実施し、調査の質向上を図っています。
今後の方向	・ 調査員の研修会や調査内容の点検により認定調査の平準化を図ります。

（２）ケアプラン点検

ケアプランの点検・確認を行い、介護サービスの質の向上のために役立てます。

現状と課題	・ ケアマネジャーにケアプランガイドラインについての研修会を実施しています。
今後の方向	・ 介護事業者に対して、ケアプラン点検を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

（３）住宅改修・福祉用具点検

住宅改修等の申請書類を点検し、妥当性のある内容か点検します。

現状と課題	・ 住宅改修・福祉用具の申請書類を点検し、疑義があるときは、介護支援専門員（ケアマネジャー）や、事業者等に聞き取り調査を行っています。
今後の方向	・ 事業の継続的な実施に加え、事後チェックに取り組みます。

（４）医療情報との突合・縦覧点検

国保連合会から送付される縦覧点検による各種帳票や医療給付情報突合リストの点検を行い、請求内容の誤りを発見するなど給付の適正化を図ります。

現状と課題	・受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性や算定回数、算定日数等の点検を行い、請求内容を確認しています。 ・国保連合会から提供される給付実績を活用し、入院情報と介護情報を突合し、重複請求の有無の確認を行っています。
今後の方向	・事業の継続的な実施に取り組みます。

（５）介護給付費通知

介護給付費の額、利用したサービスの内容を通知することにより、事業者による不正請求の防止、利用者の適正なサービス利用についての普及啓発を図る。

現状と課題	・年１回（２月頃）に介護・介護予防サービスや介護予防・生活支援サービスを利用している被保険者へ介護給付費通知書を送付しています。
今後の方向	・事業の継続的な実施に取り組みます。

11 介護保険料（第1号被保険者保険料）の算定

（参考）所得段階別割合の設定

（参考）サービス種別の給付量の見込み

第6章 町独自の事業・サービス

1 高齢期の社会参画機会の拡充

(1) 老人クラブ活動支援事業

現状と課題	・老人クラブは、地域を基盤とする住民の自主的な相互の支え合いの組織であり、現在 27 クラブ、会員数約 2,170 人となっていますが、会員数は減少傾向にあります。 ・各単位クラブで生きがいと健康づくりの指導を行うとともに、地域の諸団体と協働し、明るい長寿社会づくりと保健福祉の向上に努めています。
今後の方向	・社会奉仕、スポーツ、文化活動等多方面にわたる老人クラブの活動を、今後とも継続して支援します。

(2) シルバー人材センター事業の推進

現状と課題	・長年にわたって培ってきた知識、技能、経験を活かすことのできる就業の場、活躍の場を提供できるよう努めています。
今後の方向	・原則 60 歳以上の継続雇用の促進や雇用機会の増大を積極的に図るため、公共職業安定所等の関係機関と連携を図るとともに、シルバー人材センターが地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な多種多様な仕事を提供、また確保できるよう、その円滑な運営に対する支援・指導に努めます。

(3) 敬老会の実施

現状と課題	・長寿を祝福し、多年の労に報いるため、町内在住の 75 歳以上の人を対象に、式典やアトラクション等を行い、楽しいひとときとしての敬老会を開催しています。 ・対象者数の増加と参加率の低下等の問題があります。
今後の方向	・75 歳以上の人増加によりイベントの継続も含め関係機関との調整を図り、誰もが親しめる事業の推進をめざします。 ・実施方法については、あり方検討会等を活用しながら、高齢者の意向をふまえて検討します。

2 地域福祉の充実

(1) 民生委員・児童委員の活動との連携

現状と課題	・地域福祉活動の第一線の担い手として、町内に62人（主任児童委員5人含む）の民生委員・児童委員を設置し、地域福祉に関する様々な活動を展開しています。
今後の方向	・民生委員・児童委員と密接な連携を図るなかで、特に高齢で一人暮らしの人や高齢世帯等を見守り、支援するネットワークづくりに努めます。

(2) ボランティア・NPO 法人等の活動との連携

現状と課題	・精華町社会福祉協議会にボランティアセンターが設置されており、ボランティア・コーディネーターが住民への各種情報提供ボランティア登録、コーディネート等を行っています。 ・ボランティアセンターに登録されているボランティアグループは、資料編のとおりです。
今後の方向	・ボランティアグループのより一層の活動の充実と強化発展を図るため、ボランティアセンターに対しての支援・助言を図ります。 ・町内にあるNPO法人等との連携・協力を図りながら、高齢者を取り巻く様々な支援活動の促進を図ります。

(3) 生活安全に係る普及啓発

現状と課題	・地域社会において、交通安全や防犯・防災についての意識啓発及びそのための指導助言の重要性がますます高まっています。
今後の方向	・各種講習会の開催等による普及啓発に取り組みます。 ・高齢で一人暮らしの人や高齢者世帯への防火訪問のほか、住宅用火災警報器や緊急通報装置の設置等を、消防と福祉が連携するなかで実施します。 ・警察との連携のもとで、安全相談や防犯パンフレットの配布等啓発、指導活動の強化に努め、安全対策に係る体制を充実させます。

(4) 緊急通報体制整備

現状と課題	・ 所得税非課税で心身に慢性疾患等がある高齢で一人暮らしの人や高齢者世帯を対象として、日常生活における緊急連絡時の不安等の負担軽減を図るため、緊急通報装置の貸与による設置を行っています。
今後の方向	・ 緊急通報装置の利用方法等の指導や、定期的な登録内容の確認等によって緊急時に備える等、体制の強化に努めます。

■サービス利用の実績と計画

(件)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 7 (2025)
新規設置数	11	1	1	2	2	21	2
総設置数	34	29	30	31	31	31	31

(5) 避難行動要支援者登録制度の啓発と充実

現状と課題	・ 災害時に自力では迅速な避難行動ができない人のために、地域における自助や共助を基本とした避難登録制度を啓発し、登録者台帳整備を進めています。
今後の方向	・ この制度と合わせ、安否確認としての緊急通報装置やファクスの設置等を通じて、地域（自治会や自主防災組織等）や民生委員・児童委員、消防署、消防団、警察署、社会福祉施設等が災害時に密接に連携を図ることができる支援システムづくりに努めます。

(6) 協定に基づく災害時福祉避難体制の強化

現状と課題	・ 大規模な地震、風水害等の災害により、自力では迅速な避難行動ができない人が避難を余儀なくされた時、町と町内の社会福祉法人の施設や支援学校、ホテル等の間で、「福祉避難所」として施設等の使用の協力を要請することができる協定書を締結しています。
今後の方向	・ 寝たきりの人等、一般の避難所での共同生活が困難な人の避難生活を確保するため、関係団体と協議を重ねて、調整を進め、受入人数や相談に応じる介護支援者の配置等の条件整備を図ります。

3 生活支援サービス

(1) 高齢者日常生活用具給付

現状と課題	・傷病等の理由により日常生活に支障のある人に対して、安心して暮らせるよう、日常生活用具の給付を行っています。
今後の方向	・事業の継続により、利用者が安心な日常生活をおくれるように配慮します。

(人)

■サービス利用の実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 7 (2025)
サービス量 (実利用者数/年)	0	0	0	1	1	1	1

(2) 配食サービス

現状と課題	・町内に住所を有する満 65 歳以上の人のみからなる世帯及びこれに準ずる世帯等で、心身の傷病等により食事の調理が困難な人に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供しています。 ・週 6 日実施し、配食時に利用者の安否確認を併せて行っています。
今後の方向	・食事が不安定になりがちな人に対して、定期的に栄養バランスのとれた食事を提供することで高齢の人の健康維持が図れることから、サービスの質の向上に努めます。

(人)

■サービス利用の実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 7 (2025)
サービス量 (実利用者数/年)	61	53	60	68	72	74	76

（３）寝具洗濯乾燥消毒サービス

町内に在住で要介護３以上の在宅で寝たきりの人等に対して、毎日使用している寝具を洗濯乾燥消毒することにより、衛生保持等を図ります。

現状と課題	在宅の寝たきりの方に年２回のサービスを実施しています。
今後の方向	・寝具回収等の訪問時に安否確認を併せて行います。

■サービス利用の実績と計画

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 7 (2025)
サービス量 (実利用者数/年)	27	33	31	35	40	45	50

（４）ふれあいサロン推進事業

現状と課題	・現在 33 地域でサロン活動が展開されており、孤立感の解消、自立生活の助長、介護予防、また、生きがいづくりと社会参画の促進等を目的とした、取り組みが提供されています。サロンの詳細は資料編のとおりです。 ・地域のボランティア組織が事業を運営することで、地域全体で高齢の人を支えるという意識が生まれる等大きな効果が得られています。
今後の方向	・毎年 1 か所程度のふれあいサロンの開設をめざし、事業を推進します。

■サービス利用の実績と計画

(地区)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 7 (2025)
サービス量 (地区)	34	34	35	35	36	36	37

(5) 高齢者鍼灸マッサージ等施術費助成事業

現状と課題	・はり、きゅう、マッサージ等の施術費を一部助成することにより、健康保持等を図っています。
今後の方向	・事業の継続により、健康保持、介護予防に努めます。

■サービス利用の実績と計画

(人)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 7 (2025)
サービス量 (利用者数/年)	170	156	130	130	135	140	145

4 家族介護者支援の推進

(1) 在宅高齢者介護者激励金支給事業

現状と課題	・要介護 4、5 の認定を受けた在宅の 65 歳以上の要介護者の家族介護者に対し、年 1 回 30,000 円を支給しています。
今後の方向	・年 1 回の現金給付又は現金給付に変わる現物給付等、支給形態及び対象者要件等を検討します。

■サービス利用の実績と計画

(人)

年度	実績		実績 (見込み)	計画			
	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 7 (2025)
サービス量 (支給者数)	87	83	85	95	100	105	130

5 施設福祉サービス

(1) 養護老人ホーム

現状と課題	・山城南圏域には養護老人ホームなく、近隣市町村の施設を利用しています。 ・現在の措置者数は 2 人です。
今後の方向	・養護老人ホームの入所措置については、近隣市町村施設で対応します。

(2) 軽費老人ホーム(ケアハウス)

現状と課題	・町内には、ケアハウス 1 か所が設置されており、30 人が入所しています。
今後の方向	・新設の計画はありません。現状の定員数で充足しています。

■ サービス利用の計画

年度	平成 30(2018)	令和 1(2019)	令和 2(2020)
定員(人)	30	30	30
施設数(か所)	1	1	1

第7章 計画の推進

1 庁内・関係各機関の連携

福祉・保健・医療等庁内の関係部局の連携により、各サービスが円滑に提供できる体制の充実に努めます。

また、施設サービス等の需給バランスは広域的な整備状況に左右されることから、京都府や他市町村、さらには府県を越えた連携のもとでその安定供給に努めます。

2 地域及びサービス事業者との連携

地域福祉の充実に努めるとともに、地域包括支援センターをはじめとして居宅介護支援事業者、介護保険サービス提供事業者等との連携のもとで、各サービスの適切かつ適正に提供します。

3 計画の進捗管理

計画の進捗状況を把握するため、施策・事業の成果について適切な評価を行うとともに、保険者として介護保険制度の円滑な運用と充実に努めるため、高齢者保健福祉審議会により事業計画の達成状況、介護保険サービス提供・利用の実態を定期的に点検・評価します。

また、計画で示す目標や施策の方向等について、住民、高齢福祉に取り組む関係者で共有しながら、各種施策・事業を着実に推進します。

4 計画の周知・広報

計画の理念や目標、施策について、広く市民に周知するため、広報誌やホームページ等をはじめ、マスコミ等も活用し、多様な媒体で周知・広報活動を推進します。

また、地域や関係機関、各種団体、事業者等と協力し、制度の説明や計画内容のきめ細かな周知に努めます。

資料編

1 精華町内のサロン等

(1) 高齢者ふれあいサロン

[34 団体 会員数：約 780 人（うちボランティア数：約 380 人）]

グループ名	会員数 (ボランティア)	活動内容	登録年
1. きたいないきいき サロン	40 (12)	北稲八間地区に住む高齢の人を対象に毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 4 火曜日。	平成 12 (2000) 年
2. 光台五丁目いきいき サロン	14 (7)	光台五丁目に住む高齢の人を対象に毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 2 金曜日。	平成 13 (2001) 年
3. 谷いきいきサロン	29 (14)	谷地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 4 水曜日。	平成 14 (2002) 年
4. 菱田ふれあいサロン	50 (15)	菱田地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 3 水曜日。	平成 14 (2002) 年
5. 植田友遊サロン	42 (17)	植田地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 3 火曜日。	平成 15 (2003) 年
6. 桜が丘二丁目いきいき くらぶ	11 (4)	桜が丘二丁目に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所で目的とし開催する。毎月第 1 水曜日。	平成 15 (2003) 年
7. 南稲いきいきサロン	29 (9)	南稲八妻地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 2 金曜日。	平成 15 (2003) 年
8. 滝ノ鼻ひまわりサロン	21 (10)	滝ノ鼻地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 4 木曜日。	平成 15 (2003) 年
9. 柘榴いきいきサロン	34 (9)	柘榴地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 1 水曜日。	平成 15 (2003) 年
10. 北ノ堂ふれあいサロン	51 (13)	北ノ堂地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 2 月曜日。	平成 15 (2003) 年
11. 僧坊ふれあいサロン	25 (7)	僧坊地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月 1 回変則。	平成 16 (2004) 年
12. サロン東友	35	東地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 2 日曜日。	平成 16 (2004) 年
13. 桜が丘三丁目いきいき サロンチェリークラブ	17 (5)	桜が丘三丁目に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 2 金曜日。	平成 16 (2004) 年
14. 里いきいきサロン	29 (11)	里地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 4 水曜日。	平成 17 (2005) 年

グループ名	会員数 (ボランティア)	活動内容	登録年
15. 精華台四丁目ふれあいサロン	33 (9)	精華台四丁目に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 2 水曜日。	平成 18 (2006) 年
16. 馬淵ふれあいサロン	40 (10)	馬淵地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 4 月曜日。	平成 18 (2006) 年
17. 光台六丁目いきいきサロンなごみ	65 (25)	光台六丁目に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 2 木曜日。	平成 20 (2008) 年
18. 乾谷らくらくサロン	39 (20)	乾谷地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 3 金曜日。	平成 21 (2009) 年
19. 舟たんぼぼサロン	45 (23)	舟地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 4 火曜日。	平成 21 (2009) 年
20. 桜が丘一丁目ふれあいサロンわの会	41 (10)	桜が丘一丁目に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 2 水曜日。	平成 22 (2010) 年
21. 菅井ふれあいサロン	38 (10)	菅井地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 1 又は第 3 木曜日。	平成 23 (2011) 年
22. 光台四丁目ゆうゆうサロン	51 (19)	光台四丁目に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 4 水曜日。	平成 23 (2011) 年
23. みなみふれあいサロン	30 (15)	南地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 3 火曜日。	平成 23 (2011) 年
24. イングスローズ茶論	16 (3)	イングス精華台ローズアベニューに住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 3 土曜日。	平成 23 (2011) 年
25. N P O 法人 東畑みんなの元気塾	随時	常設型サロンとして、月・火・木・金曜日（祝日以外）は、いつも開所して、高齢の人を中心としたふれあいの居場所づくりをめざして活動している。	平成 23 (2011) 年
26. サロン七光	32 (12)	光台七丁目に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 3 水曜日。	平成 24 (2012) 年
27. Happy サロン精華台	29 (7)	精華台一丁目に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 4 月曜日。	平成 25 (2013) 年
28. にこにこサロン桜が丘	66 (21)	桜が丘四丁目に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 3 木曜日。	平成 26 (2014) 年
29. 山田ふれあいサロン	52 (19)	山田地区に住む高齢の人を対象に、毎月 1 回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第 3 水曜日。	平成 26 (2014) 年

グループ名	会員数 (ボランティア)	活動内容	登録年
30. あかねサロン会	30 (10)	中地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月15日。	平成27 (2015)年
31. 西北いきいきサロン	42 (12)	西北地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第3水曜日。	平成27 (2015)年
32. 中久保田和い和い サロン	32 (12)	中久保田地区に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第2土日。	平成28 (2016)年
33. とちのきサロン	27 (6)	精華台一丁目トチノキに住む高齢の人を対象に、毎月2回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第1月曜日と第4土曜日。	平成29 (2017)年
34. 精華台三丁目あかりサ ロン	26 (8)	精華台三丁目に住む高齢の人を対象に、毎月1回集会所でふれあいを目的とし開催する。毎月第4火曜日。	平成29 (2017)年

2 計画の策定経過

(1) 日常生活圏域ニーズアンケート調査の実施

【調査概要】

○目的

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定を行うにあたり、高齢者等の生活実態をはじめ、介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスの利用状況、これらに対する今後のニーズ、健康づくりや生きがいづくりに関する意識等を的確に把握し、計画に反映させる基礎資料として活用するために実施しました。

○期間

令和2年（2020年）1月～2月

○対象

調査区分	調査対象の設定
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	要介護認定を受けていない高齢者から 2,000 人を無作為に抽出
在宅介護実態調査	主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方（800 人）

○方法

郵送により調査を実施

○回収状況及び回収率

	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	2,000	1,156	57.8
在宅介護実態調査	800	395	49.4

(2) サービス事業所アンケート調査、高齢者社会参加調査の実施

（調査結果等については、サービス事業所アンケート調査は16～17ページ、高齢者社会参加調査は18ページを参照ください）

(3) パブリックコメントの実施

広く市民から意見を聴取し、計画に反映させるために、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

○期間

令和●年（●年）●月●日から令和●年（●年）●月●日まで

3 精華町高齢者保健福祉審議会の開催

関係機関の代表者、学識経験者、介護者の代表者等を委員とし、「精華町高齢者保健福祉審議会」を開催し、計画についての審議や意見交換を行いました。

■開催概要

	年月日	議事
第1回	令和2年 7月21日	○精華町高齢者等実態調査結果の報告について ○今後の計画策定スケジュールについて
第2回	8月19日	○精華町の高齢者を取り巻く課題について ○第8期介護保険事業計画策定に向けた国の動向について ○精華町第9次高齢者保健福祉計画・精華町第8期介護保険事業計画策定方針（素案）について
第3回	10月22日	○令和元年度介護保険事業特別会計について ○精華町第9次高齢者保健福祉計画・精華町第8期介護保険事業計画（素案）について
第4回		
第5回		

■精華町高齢者保健福祉審議会委員名簿

令和2年度第5回審議会時点

区分	氏名	所属
学識経験者	◎ 空閑 浩人	同志社大学社会学部 教授
関係行政機関の職員	金沢 享美	山城南保健所企画調整室 室長
医療関係団体の代表者	岸田 秀樹	一般社団法人相良医師会 副会長
	内田 裕也	一般社団法人山城歯科医師会 精華班班長
	藤本 和子	相良薬剤師会 会長
保健福祉事業 関係団体の代表者	○ 長谷川 悟	精華町社会福祉協議会 会長
	齊藤 裕三	特別養護老人ホーム神の園 施設長
	松本 邦康	介護老人保健施設とちのき 事務主任
	寺嶋 喜信	精華町シルバー人材センター 事務局長
福祉活動関係団体の代表者	田中 幸代	精華町キャラバンメイト連絡会
	川上 昌志	精華町居宅介護支援事業所等連絡協議会 会長
	森島 秀行	精華町老人クラブ連合会 会長
	加藤 博	精華町民生児童委員協議会 会長
	石本 俊和	精華町介護者家族の会「なでしこの会」会長
一般公募	五十嵐 勇	
	近藤 脩	
	錦 光榮	
	安井 昭介	

精華町健康福祉環境部◎：会長 ○：副会長

(敬称略)

4 精華町高齢者保健福祉審議会条例

平成5年10月14日

条例第22号

第1条 この条例は、本町の高齢化社会への的確な対応のため、保健・福祉・医療の連携のもと、住民ニーズに応え得る質の高いサービスの提供の確立を図り、もって高齢者福祉の増進に資するため、精華町高齢者保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置し、運営に必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問により次の事項を審議し、町長に答申を行う。

- (1) 精華町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画を含む。）の策定に関すること。
- (2) 介護保険事業の運営に関すること。
- (3) 精華町高齢者保健福祉計画の進捗状況に関すること。
- (4) その他、高齢者保健福祉に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 医療関係団体の代表者
- (4) 保健福祉事業関係団体の代表者
- (5) 福祉活動関係団体の代表者
- (6) 一般公募の町民
- (7) その他町長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に変更があったときは、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を総理し、代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、健康福祉環境部高齢福祉課に置く。

（補則）

第8条 この条例に定めるほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年2月26日から適用する。

附 則（平成14年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 令和元年10月1日以後最初に委嘱される委員の任期は、この条例による改正後の第4条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

5 用語解説

あ行

■うつ

うつの症状としては、無気力・無感動・不安感・興奮等があり、それに伴い不眠・食欲低下等がある。本計画では、このような抑うつ症状を示している状態全体に対して、「うつ」という用語を使用。

か行

■介護医療院

日常的な医療管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ねた新たな施設のこと。

■介護給付

介護保険の保険給付のうち、「要介護1～5」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、施設の利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分にされる。

■介護認定審査会

要介護認定・要支援認定の審査判定業務を行うために市町村が設置する機関で、保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成される。

■介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3つの施設の総称。

■介護保険料

市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない。その保険料は、第1号保険者に対し、政令で定める基準に従い条例に定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。なお、第2号保険者の保険料は、健康保険組合等の人数に応じて各医療保険者に振り分けられる負担額（介護保険給付費納付金）が決められ、各人の保険料額は加入している医療保険の算定方法に課され、医療保険料と一括して納める。

■介護マーク

介護者が外見では介護していることが分かりにくいような場面において、誤解や偏見を持たれないよう、介護中であることをわかるようにするためのマーク。

■介護予防

高齢者が要支援・要介護状態になることをできるかぎり防ぐこと、あるいは要支援・要介護状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにすること。それを実践するものを介護予防事業という。

■介護療養型医療施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設と比べて、医療面での手当てに重点を置いた入所施設のこと。病院内に併設される。平成30（2018）年3月31日までに廃止することが決まっていたが、新たに創設される「介護医療院」等への転換までの期間が6年間とされた。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とする要介護認定者が入所し、介護を受けながら日常生活を送る施設のこと。老人福祉法では特別養護老人ホームというが、介護保険法では介護老人福祉施設という。

■介護老人保健施設

病院での治療が終了した要介護認定者が入所し、在宅生活への復帰をめざして機能訓練や看護、介護を受けながら生活する施設。

■かかりつけ医

家族の日常的な診療や健康管理をしてくれる身近な医師のこと。また、入院や検査が必要な場合等に、適切な病院・診療科を指示、紹介してもらうことができる。

■絆ネットコーディネーター

高齢者、障害のある人、児童、生活支援や見守り等の配慮を要する人と、地域で活動している各種団体とをつなぎ、地域の課題を横断的に調整する役割を担っている者のこと。一般的に、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）という。

■キャラバン・メイト

厚生労働省が提唱し、都道府県や市町村、全国キャラバン・メイト連絡協議会が連携して、認知症の人と家族を支援する「認知症サポーター」を養成する講師役のことをいう。養成されたキャラバン・メイトは町と協働して「認知症サポーター養成講座」を開催する。

■グリーフ・ケア

大切な人を亡くし、大きな悲嘆（グリーフ）に暮れている人に対して、その悲しみから立ち直れるようそばにいて支援すること。

■ケア

介護や看護等の世話のこと。

■ケアプラン

要支援・要介護の認定を受けた者を対象として、心身の状況、その置かれている環境、本人や家族の希望等を取り入れながら、利用する介護保険サービスの種類及び内容、担当者、その他厚生労働省令で定める事項等を定めた計画書のこと。

■ケアマネジメント

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

■ケアマネジャー（介護支援専門員）

「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有し、要介護者のケアマネジメントを行う者のこと。

■健康寿命

病気や障害のない自立した生活を送ることができる状態での寿命を指す言葉のこと。これからは健康寿命を延ばすことが大切であるという考えが広まっている。

■健康診査

高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業の一つ。自治体が地域住民の健康状況を調査し、疾病予防や生活習慣病の早期発見のために保健指導に役立てるために行う検査のこと。

■高額介護サービス費

介護サービスを利用した要支援・要介護の方が1か月間に支払った利用者負担額が一定の上限を（負担限度額）を超えたとき、その超えた金額のこと。申請により、超えた分が払い戻される。

■後期高齢者

75歳以上の高齢者のこと。

■高齢化率

総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合。一般に、この割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と呼んでいる。

■高齢者虐待

高齢者に対して、家族や施設の職員等、高齢者を養護する者から行われる虐待の行為。類型としては、①身体的虐待、②介護、世話の放棄、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待がある。

■高齢者の医療の確保に関する法律

後期高齢者医療制度の発足に合わせて老人保健法から名称が変更され、平成20（2008）年4月に施行された法律。

■コーディネート

各部分の調整を図って、全体がうまくいくように整えること。

さ行

■サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。

■社会福祉協議会

社会福祉法に基づき全国の都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくり等の援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進めるとともに、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。

■住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所等が記載された住民票を編成したもの。

■シルバー人材センター

地域社会に密着した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁等から受注し、自らの生きがいの充実や社会参加を求める高齢者にその意欲や能力に応じて就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした、高齢者が自主的に運営する団体。

■生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等による生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症、悪性新生物（がん）等が代表的な生活習慣病である。

■前期高齢者

65 歳から 74 歳までの高齢者のこと。

た行

■第 1 号被保険者・第 2 号被保険者

介護保険では、第 1 号被保険者は 65 歳以上、第 2 号被保険者は 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者のことをいう。第 1 号被保険者は、要介護認定を受けた場合は、原因を問わず介護保険のサービスを利用できるのに対し、第 2 号被保険者のサービス利用は要介護状態になる可能性の高い特定の疾病が原因で要介護認定を受けた場合にのみサービスを利用できる。

■第三者評価

事業者の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公平・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うこと。事業者は評価結果をサービス向上に生かし、利用者は評価情報により適切な事業者を選択することが可能となる。

■短期入所サービス

ショートステイとも呼ばれ、短期間、施設に入所して介護や機能訓練等を受けるサービス。特別養護老人ホーム等の福祉施設が行う「短期入所生活介護」と、老人保健施設や介護療養型医療施設等が行う「短期入所療養介護」がある。

■団塊の世代

日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代、または第二次世界大戦後に生まれた文化的思想的に共通している世代（昭和 22 年から昭和 24 年生まれのベビーブーム世代のことをいう。）のことである。第二次世界大戦後の日本の歩みと人生を共にしており、またその特異な人口構成ゆえに、良くも悪くも日本の形成に大きな影響を及ぼしている世代。今後見込まれる急速な高齢化の最大の要因となっている。

■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいう。

■地域支援事業

介護予防と介護予防のケアマネジメントが中心となる介護保険制度の中の一事業。平成 18（2006）年度からの介護保険制度の改正のときに導入された。

■地域福祉計画

社会福祉法の規定に基づいて策定される計画。市町村で策定する計画には、福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、住民参加の促進の 3 点を盛り込むように規定されている。

■地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、福祉サービスを含む様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

■地域包括支援センター

介護予防のケアマネジメントを行なう機関。高齢者に対する総合的な相談窓口、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントとしての機能もある。保健師または看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種が配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決に努めている。

■地域密着型サービス

平成18（2006）年4月の介護保険制度改正に伴って導入された新しいサービスのこと。都道府県知事の指定（許可）を受ける介護保険施設とは違い、市町村ごとにサービス提供事業者が指定され、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう柔軟なサービスが提供される。

な行

■日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したもの。

■認定調査（員）

認定調査とは、要介護認定を行うために必要な調査のこと。要介護認定または要支援認定の申請があったときに、市町村職員または市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が行う。

認定調査員とは、要介護認定または要支援認定を受けようとする被保険者を訪問し、その心身の状況、その置かれている環境等について調査する者をいう。

■認知症

脳に起こる認知機能の障害のために、日常生活に支障をきたした状態をいう。

■認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を暖かく見守り、支援する人（サポーター）。厚生労働省は、平成17（2005）年4月から「認知症を知り地域を作る10か年」をスタートさせ、地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小・中・高等学校の生徒等様々な方が認知症サポーターとなり、全国に900万人を超える認知症サポーターが誕生しています。〔平成29（2017）年9月末現在〕

は行

■バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障害者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられている。

■避難行動要支援者

高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

■PDCA

どのような過程で回すことが効率よく、業務を行えるかという理論のことをいう。

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）の頭文字を取ってPDCAサイクルという。

■福祉用具

高齢者や障害者の自立に役立ち、介護する方の負担を軽減するための用具。具体的には、特殊寝台、車イス、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器等。

■ボランティア

「自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること」を意味する。「自発性：自由な意志で行なうこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」という原則がある。

ま行

■まちの福祉サポート店

高齢や障害、認知症等の理由により買い物等の日常生活にお困りの方を支援し、その生活を守るために、商店や事業所等を「まちの福祉サポート店」として登録している。

■マネジメント

管理、支援すること。

■民生委員

民生委員（民生委員・児童委員）は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティア。地域の相談相手として、暮らしの支援、高齢者・障害者の支援を行う。行政機関と協働し、問題が起こったときは速やかに連絡を取り合う等、地域のパイプ役として活動している。

や行

■ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方をいう。

■要介護状態

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態。介護の必要の程度に応じて要介護状態区分（要介護1～5）のいずれかに該当する。

要介護 状態	心身の状態の例
要支援 1	食事や排泄はほとんど自分でできるが、掃除等の身の回りの世話の一部に介助が必要。等
要支援 2	要支援 1 の状態から日常生活動作の能力が低下し、何らかの支援又は部分的な介護が必要となる状態。等
要介護 1	食事や排泄はほとんど自分でできるが、身の回りの世話に何らかの介助が必要。立ち上がり等に支えが必要。等
要介護 2	食事や排泄に介助が必要なことがあり、身の回りの世話全般に介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要。等
要介護 3	排泄や身の回りの世話、立ち上がり等が自分でできない。歩行が自分でできないことがある。等
要介護 4	排泄や身の回りの世話、立ち上がり等がほとんどできない。歩行が自分でできない。問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。等
要介護 5	食事や排泄、身の回りの世話、立ち上がりや歩行等がほとんどできない。問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。等

■要介護認定

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援 1・2、要介護 1～5、非該当のいずれかに分類される。

■予防給付

介護保険の保険給付のうち、「要支援 1～2」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。

5行

■リハビリテーション

障害者や事故・疾病で後遺症が残った人等を対象に、身体的・心理的・職業的・社会的に、最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助のこと。

■ロコモ・ロコモ予防

運動器の傷害のために移動機能の低下をきたした状態を「ロコモティブシンドローム（略称：ロコモ、和名：運動器症候群）」という。ロコモは筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」「歩く」といった機能が低下している状態をいう。進行すると日常生活にも支障が生じる。

いつまでも自分の足で歩き続けるために、運動器を長持ちさせ、ロコモを予防し、健康寿命を延ばしていくことが、必要である。